

金属労協 2014~2015年 政策・制度課題



2014年4月策定
全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協/JCM)



目 次

＜はじめに＞	3
1. 情勢の認識	3
2. 日本のものづくり産業・金属産業の重要性	3
3. 金属労協「2014～2015年政策・制度課題」の骨格	4

本文 背景説明

＜具体的な課題＞	7	27
I. ものづくり産業を支えるマクロ環境整備	9	29
1. 着実なデフレ脱却、為替相場の安定、適正な労働市場	9	29
①デフレ脱却と為替相場の安定	9	29
②新興国における完全変動相場制導入の促進	9	—
③労働市場における穏やかな「売り手市場」の実現	9	—
2. 自由貿易体制の強化	10	30
①TPPをはじめとするEPA、FTAの締結の加速	10	30
3. 財政健全化	10	32
①早急な財政健全化計画の策定と実効性確保	10	32
②政府の無駄の根絶	10	32
③「人への投資」促進により経済と企業経営の好循環を図る恒久的な法人税減税	10	34
II. ものづくり産業を強化する「攻め」の産業政策	12	35
1. ものづくり産業を強化する「攻め」の産業政策	12	35
①新分野・成長分野の開拓を促進する「攻め」の産業政策の展開	12	—
②安全で便利な地域交通システムの研究	12	35
③医療・介護の現場におけるものづくり産業の活用	13	35
④社会資本の老朽化への対応の整理、点検・診断システムの整備	13	35
⑤国際規格化の推進	13	—
⑥国家技能検定制度の強化・国際規格化	13	36
2. ものづくり産業に働く者の「現場力」強化を基本とした日本再生	13	36
①ものづくり産業で働く者の「現場力」強化を基本とした成長戦略	13	—
3. ものづくり産業の維持・強化に資する事業ルールの構築	14	36
①下請ガイドライン、優越的地位の濫用ガイドラインの徹底による下請適正取引の確立	14	36
②円滑な事業承継	15	37
③CSR会計の普及・促進	15	38
4. 企業の海外展開への対応	15	39
①グローバルな経済活動下での中核的労働基準確立に向けた取り組み	15	39
②海外勤務者・家族の生活の改善と安全・衛生確保	15	40
③企業の海外展開に対する支援の考え方	16	40
④租税条約の改定と二重課税の解消	16	41

5. ものづくり技術・技能の継承・育成、ものづくり教育の強化	16	41
①次代のものづくりを担うために不可欠な基礎的能力の育成	16	41
②工業高校教育の強化	16	42
③若年技能者人材育成支援等事業の実施状況のチェック	16	43
④中小企業に働く若者が基礎的・実践的な実務を学ぶ場の開設	17	44

Ⅲ. ものづくり産業における「良質な雇用」の確立	18	45
1. 「良質な雇用」の確立	18	45
①「良質な雇用」の確立	18	45
②「多様な働き方」は従業員のニーズに応えるもの、勤労者の利益となるものに	19	45
③労働法令で中小企業を対象に設けられている猶予措置、適用除外などの撤廃	19	—
④雇用調整助成金の重視と労働移動支援助成金の慎重な運用	19	46
⑤失業者の生活を職に就いている者全体で支えていく雇用保険制度の確立	20	—
2. ワーク・ライフ・バランス	20	46
①良質な保育環境の一刻も早い整備	20	46
②事業主が共同して保育施設を設置する場合などの支援拡充	20	50
③ものづくり産業において男女がともに仕事と子育てを両立できる職場環境づくり	20	51
④ものづくり産業に働く者が仕事と介護を両立できる制度の充実	20	51
3. ものづくり産業で女性がいきいきと働くための環境整備	21	51
①ものづくり産業で女性がいきいきと働くための環境整備	21	51
4. 外国人労働者問題	21	53
①外国人技能実習制度の適正な運用と一層の制度改善	21	53
②外国人労働者の受け入れ拡大については慎重に	21	53
③日系人の日本国籍取得支援	22	53

Ⅳ. ものづくり産業の強化に向けたエネルギー・環境政策	23	55
1. ものづくり産業の国内立地を維持し、経済成長を促すエネルギー政策の構築	23	55
①安定的かつ低廉な電力供給確保	23	55
②原子力技術および技術者の確保・育成	24	56
③再生可能エネルギー、高効率火力発電の導入促進	24	56
④資源・エネルギー確保のための国内開発の促進、国際交渉力強化	24	—
2. 金属産業の強化を図るエネルギー・環境政策	24	57
①日本の金属産業の技術を活用した環境・エネルギー分野における新分野開発	24	57
3. 気候変動対策	25	60
①2020年の温室効果ガス削減目標	25	60
②地球温暖化対策に関する税制の検証と改善	25	—
③途上国の温室効果ガス排出抑制に寄与する二国間メカニズムの構築	25	60
④「サマータイム制度」の早期導入	25	—

はじめに

1. 情勢の認識

わが国経済は、消費者物価上昇率2%を目標とする日銀の量的・質的金融緩和をきっかけとして、円高の是正と株価の上昇、金利の低下が進み、輸出の回復、投資の拡大、銀行貸出の増加が見られる状況となっている。消費者物価上昇率はプラス1%台で推移するとともに、失業率は3%台に改善している。2013年度の実質経済成長率の実績見込みは、政府発表（2014年1月）で2.6%となっており、企業収益も2013年度決算予想は、為替相場の影響によるばらつきはあるものの、総じて増収増益、予想自体も上方修正が続いている。2014年4月には消費税率が引き上げられたが、全体として景気回復基調が続いているものと判断される。

しかしながら、東日本大震災後の沿岸部におけるインフラ面での復興・再生が遅れており、先進国中最悪の政府債務、少子化といったわが国の成長制約要因は、改善されていない。高齢世代に対する現役世代の人口比率が急速に低下する中で、社会保障制度の持続可能性も強く懸念されている。円高是正にも関わらず、超円高の間に、すでに生産拠点の海外移転により国内工場が閉鎖され、雇用が失われた事例も少なくなく、鉱物性燃料、素材・部品の輸入価格上昇とも相まって、貿易赤字の拡大が続いている。FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）は、2013年7月にTPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉に参加し、日本EU、日中韓も交渉が始まっているが、いまだ合意の目途は立っていない。さらに原子力発電所の停止に伴い、電力料金が引き上げられ、電力多消費産業では雇用にも影響がおよんでおり、老朽火力発電所の稼働によってCO₂排出量が拡大し、電力の安定供給が懸念されている。わが国としてめざすべき中長期的なエネルギーベストミックスの姿も明らかとなっていない。

2013年6月には、いわゆるアベノミクスの一環として「日本再興戦略」、12月には「好循環実現のための経済対策」、2014年1月には「産業競争力の強化に関する実行計画」がそれぞれ閣議決定された。政府は具体的な成長戦略を推進しつつあるものの、労働分野については、「雇用制度改革・人材力の強化」の名の下に、雇用調整助成金から労働移動支援助成金への大胆な資金シフト、労働者派遣制度の見直し、いわゆる限定正社員制度の拡大による解雇規制の緩和など、勤労者の雇用と生活の安定、長期的な人的能力形成を損ないかねない施策を打ち出しており、とりわけ「人」を中心とする、ものづくり産業の「現場力」に打撃を与えることが懸念されている。

2. 日本のものづくり産業・金属産業の重要性

わが国金属産業は、2012年に46兆円のGDPを生み出したが、これは日本全体のGDPの9.7%を占めている。金属産業の就業者数は543万人で、全就業者数の8.7%となっている。金属産業の存在意義は、このような「1割産業」に止まらず、繊維産業や化学産業、小売・サービス産業など、多くの分野にお

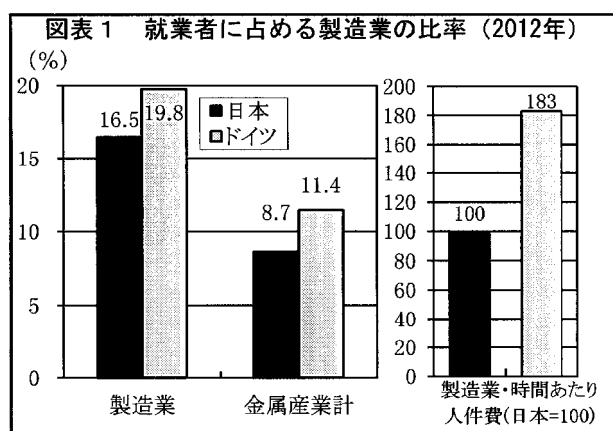
ける付加価値と雇用の創出に多大な寄与をしている。輸出で稼いだ金属産業で働く勤労者の消費が、わが国の内需の起点ともなっている。鉱物性燃料や、いわゆる逆輸入品の価格上昇などにより、わが国は依然として貿易赤字が続いている。しかしながら、輸出は額・数量とも拡大が続いており、為替相場の安定により、輸入額が落ち着きを見せれば、貿易収支も緩やかに改善していくことが期待できる。

もし超円高が続いていれば、国内生産拠点の海外移転がさらに加速し、日本は外貨獲得の柱を失う可能性があった。円に対する国際的な信認が失われ、為替相場が逆に急激な円安に転じたとしても、国内ものづくり産業をすぐに立て直すことはできず、輸入価格は暴騰、わが国経済は極度の混乱に陥ることになりかねなかった。再び円高による国内生産拠点の喪失を、繰り返すことにはならない。

日本の製造業がGDPに占める割合は18.1%、就業者は16.5%となっているが、同じく「ものづくり立国」と言うべきドイツでは、製造業の割合はGDPの20.0%、就業者の19.8%に達している。日本もドイツも、人件費の低い工業国が隣接している点では共通しているが、ドイツの製造業の時間あたり人件費が実に日本の1.8倍に達しているにも関わらず、製造業の存在感は日本よりも大きい。

一般的に、経済が発展すると第3次産業化が進む傾向にあるが、このようなドイツの例は、熾烈なグローバル競争の下であっても、「ものづくり立国」として高付加価値・高生産性・高賃金を追求していけば、ものづくり産業、金属産業が基幹産業であり続けることが可能だということを示している。

わが国において成長制約要因が山積する中で、これらを打破し、持続的な成長を遂げていくためには、わが国が得意とするものづくり産業、なかでも金属産業が基幹産業であり続けることが不可欠である。金属労協としても、ものづくり産業の事業環境整備を図り、雇用を維持・創出していくため、政策・制度課題の解決に取り組んでいくことがきわめて重要となっている。



(注) 1. 就業者に占める製造業・金属産業の比率は、総務省統計局「労働力調査」、EU「Eurostat」より金属労協政策企画局で作成。
2. 製造業・時間あたり人件費は、アメリカ労働省労働統計局「International Labor Comparisons」掲載のデータを、2014年3月末の為替レート1ユーロ＝141,8096円(インターバンクレート)で換算したものの。

3. 金属労協「2014～2015年政策・制度課題」の骨格

金属労協は従来から、

- * 民間産業に働く者の観点
- * グローバル産業であり、かつわが国の基幹産業であるものづくり産業に働く者の観点
- * なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点

から政策・制度課題に取り組んできた。

経済の好転を一時的なものにすることなく、グローバル経済化とデフレによって人件費抑制を余儀なくされ、それが経済活動の低迷を招いていた時代から、デフレ脱却の中で「人への投資」によって産業の競争力を強化していく時代、勤労者生活の向上と産業の健全な発展の好循環を確立し、持続的な安定成長を実現していく時代への転換を果たすべき時を迎えている。そのためには、ものづくり産業基盤の再構築が絶対に必要であり、金属労協は「2014～2015年政策・制度課題」として、

I. ものづくり産業を支えるマクロ環境整備

II. ものづくり産業を強化する「攻め」の産業政策

III. ものづくり産業における「良質な雇用」の確立

IV. ものづくり産業の強化に向けたエネルギー・環境政策

という4つの柱の下に考え方を整理し、課題解決に向け、強力な取り組みを推進していく。

具体的な課題

I. ものづくり産業を支えるマクロ環境整備

景気回復が続いているが、円滑な経済活動・事業活動のためには、着実にデフレから脱却するとともに、引き続き為替相場の安定を期していくことが必要である。

また労働市場においても、労働力需要が供給を上回る穏やかな「売り手市場」であることが、①完全雇用、「人への投資」、勤労者への適正な成果配分によって「良質な雇用」を確立し、②消費と投資の拡大を促して「経済の成長力の底上げと好循環」を成し遂げ、③職場への女性の参画や高齢者雇用を促進するために不可欠である。

成長地域での消費地生産を中心に、日本企業の海外生産は引き続き拡大していくものと思われるが、万が一、日本が世界中で強化されている自由貿易協定の体制の枠組みに乗り遅れば、生産拠点の海外移転がさらに加速することは避けられない。自由貿易体制を強化し、活用することにより、グローバルな生産体制の中での主導的な役割を果たしていく以外に、国内ものづくり産業の生きる道はない。

わが国は、先進国で最悪の政府債務を抱え、超高齢化による社会保障支出増大が避けられず、一方で現役世代が激減するという、構造的な成長制約要因を抱えている。政府は実効性のある財政健全化計画を早急に策定するとともに、改めて政府の無駄の根絶に取り組むべきである。

1. 着実なデフレ脱却、為替相場の安定、適正な労働市場

①デフレ脱却と為替相場の安定

雇用の安定と生活の向上に向け、デフレ脱却と景気回復を確実に実現すること。必要な場合には、追加緩和の実施も含め、適切な金融政策を実施していくこと。

為替相場は1ドル=100円程度の水準で推移しているが、このような金融政策を通じて、為替相場の安定を期すること。

②新興国における完全変動相場制導入の促進

経済力に見合った為替相場の実現、為替相場の安定、大規模な国際金融危機が発生した場合のショック緩和を図るため、中国・人民元など固定相場制や管理変動相場制を採用している新興国、発展途上国通貨の完全変動相場制への移行を促していくこと。

③労働市場における穏やかな「売り手市場」の実現

人手不足を成長制約要因とみなすのではなく、労働市場が穏やかな「売り手市場」であることが、省力化投資や賃金・労働条件の改善、非正規労働者の正社員化などを促し、むしろ経済活動の原動力になるということを念頭に置いた政策スタンスをとっていくこと。

2. 自由貿易体制の強化

① TPPをはじめとするEPA、FTAの締結の加速

現在交渉中のTPP、日本EUのEPA、日中韓FTAをはじめ、各国・各地域とのEPA、FTAの早期締結に向け、交渉促進や交渉開始に向けた協議を加速させること。

EPA、FTA締結のポイント

- WTOのルールである「実質上のすべての貿易」について、関税を撤廃するレベルの高い「画期的で21世紀型」のものとなるよう、日本政府として合意に向け役割を果たしていくこと。
- センシティブ品目に関しても、関税撤廃が可能となるよう、農政の改革による農業の抜本的強化をはじめ、国内対応を強化すること。
- ILOの基本8条約（29号、87号、98号、100号、105号、111号、138号、182号）に定められた4つの中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）を本文に盛り込んでいくこと。日本の交渉力強化に向け、未批准の105号（強制労働の廃止に関する条約）、111号（雇用及び職業についての差別待遇に関する条約）を早期に批准すること。
- 環境条項を本文に盛り込んでいくこと。
- 実現状況を定期的にモニタリングするシステムを導入し、協定の実効性確保に向け、必要な措置がとれるようにすること。
- TPP交渉合意後は、「環太平洋」にとらわれず、ASEAN諸国、インド、ブラジルなどに対し参加を働きかけ、将来的には、EU、アフリカなども視野に入れていくこと。

3. 財政健全化

① 早急な財政健全化計画の策定と実効性確保

消費者物価上昇率がプラスに転じる中での財政赤字の拡大、政府債務の膨張は、政府の利払い負担増をもたらし、財政への信認の低下による実質金利の高騰を招いて民間経済を圧迫することになりかねないことから、中長期的な財政健全化計画を早急に策定し、その法的実効性を確保すること。

② 政府の無駄の根絶

各府省が毎年作成している「行政事業レビューシート」の活用などによって、政府の無駄を根絶し、教育、科学技術、社会保障など、政府が本来担うべき分野に必要な予算を投入し、もって、国民生活の安定とものづくり産業を中心とする基幹産業の活性化を図ること。

③ 「人への投資」促進により経済と企業経営の好循環を図る恒久的な法人税減税

わが国の基幹産業であるものづくり産業の国内立地を促すため、法人税減税を実施すること。法人税減税は、①勤労者に対する「人への投資」を行う企業の法人税を軽減することにより、経済と企業経営の好循環を促進する、②雇用や勤労者の収入拡大を通じて、日本全体の担税力を高める、という

観点に立って、雇用促進税制と所得拡大促進税制の統合・拡充による恒久的な法人税減税として実施すること。

Ⅱ. ものづくり産業を強化する「攻め」の産業政策

国内ものづくり産業が熾烈なグローバル競争を生き抜いていくには、わが国の経済力を反映した適正な為替相場と自由貿易体制の下で、最先端技術、高機能製品の研究・開発を強化し、現場の地道な努力を積み重ねて高品質の製品を供給するなど、高付加価値分野における比較優位を確保していく必要がある。社会インフラ、環境技術、エネルギー、医療・介護、航空宇宙など金属産業の新分野・成長分野に関し、「攻め」の産業政策を展開して、その開拓を進めるとともに、カイゼン、ムダとりといった現場の取り組みを通じて、日本のものづくりの「強み」をさらに追求し、世界中の生産拠点における生産技術の高度化に主導的な役割を果たしていかななくてはならない。

わが国の基幹産業であるものづくり産業は、

- *長期的な観点に立った経営が必要であること。
- *人材（人的資産）が決定的に重要であり、チームワークで成果をあげる仕事であること。
- *グローバル経済を生き抜いていくための独創性が不可欠であること。
- *バリューチェーン、サプライチェーン全体として強みを発揮する産業であること。

といった特徴がある。そのため、長期にわたる経験によって蓄積された現場の従業員の技術・技能やノウハウ、判断力と創意工夫、それらを発揮することによる技術開発力、製品開発力、生産管理能力などの「現場力」が決定的に重要である。労使の努力によって、働く者の「現場力」の向上を図っていくことはもちろん、政策・制度面でも「現場力」を伸ばしていく方向で産業政策、労働政策を推進していくことが不可欠である。

一方、海外の日系企業では、中核的労働基準をめぐる労使紛争（労働組合結成の妨害やスト参加に伴う組合員・組合役員の解雇など）が頻発している。金属労協では、海外での建設的な労使関係構築と紛争の早期解決に努力しているが、政府としても必要な対応を行うべきである。

1. ものづくり産業を強化する「攻め」の産業政策

①新分野・成長分野の開拓を促進する「攻め」の産業政策の展開

社会インフラ、環境技術、エネルギー、医療・介護、航空宇宙をはじめとする金属産業の新分野・成長分野の開拓を促進する、「攻め」の産業政策を展開していくこと。

②安全で便利な地域交通システムの研究

LRT（ライトレールトランジット＝次世代型路面電車システム）や超小型モビリティ、自動車の自動走行など、ITS（高度道路交通システム）を活用し、安全で便利な地域交通システム整備が行われるよう、成功事例の分析、採算面での詳細な検討を含めた研究を進めること。

③医療・介護の現場におけるものづくり産業の活用

遠隔医療の活用促進に向け、診療報酬制度の見直しを含む体系的な制度整備を進めること。

介護ロボットなど福祉用具に関し、企業に既存技術の活用を促すとともに、同種の用具については、産業用・福祉用を問わず認証体制を一本化するなど、評価、認証、情報提供の体制を強化すること。

ものづくり現場では、位置エネルギーの活用や手動により、省力・省スペースでイニシャルコスト、ランニングコストのかからない設備機械を、現場で働く者が創意工夫で内製している場合が少なくな。安全性に十分配慮しつつ、ものづくり産業の創意工夫を医療・介護の現場でも応用できるようにするための、きっかけづくりを行っていくこと。

④社会資本の老朽化への対応の整理、点検・診断システムの整備

社会資本の安全確保、地震対策などを進めるため、社会資本の点検・診断システムのICT化を図ること。

政府・自治体の策定する「インフラ長寿命化計画」において、老朽化した社会資本について、補修・建て替え・廃止するための基準の明確化を図ること。

⑤国際規格化の推進

民間企業が開発した新製品、新技術について、国をあげて国際規格化を推進すること。

このため、タフネゴシエーター人材の育成、国際規格化を推進する組織や会議の積極的誘致、事務局人材や会議幹部（議長など）の送り出しを行っていくこと。

⑥国家技能検定制度の強化・国際規格化

日本の優れたものづくり技術・技能をアジアにおいて標準化し、レベルアップを図っていくため、日本の技能検定制度をアジア共通の制度としていくよう、働きかけていくこと。

2. ものづくり産業に働く者の「現場力」強化を基本とした日本再生

①ものづくり産業で働く者の「現場力」強化を基本とした成長戦略

わが国の成長戦略の展開にあたっては、ものづくり産業に働く者の「現場力」強化の観点、および「現場力」強化の基盤である「生産性三原則（①雇用の維持・拡大、②労使の協力と協議、③成果の公正な分配）」遵守の観点に立って、具体的な施策を推進していくこと。

国内ものづくり産業で働く者の「現場力」強化の観点から、考慮すべきポイント

（雇用）

- 雇用の安定を重視し、働く者への「人への投資」と成長成果の適正配分を大前提とした成長戦略を推進すること。
- 働き方や労働法制・慣行は、各国の歴史や伝統、風土、国民性、主要産業の性格、社会保障制度などを

踏まえて形成されてきたものであり、一部の制度の導入は、不適切な場合もあるので、十分に留意すること。

(企業戦略)

- 「戦略的イノベーション創造プログラム」「革新的研究開発推進プログラム」における、基礎研究の成果を実用化レベルに引き上げるための「ドリームチーム」編成については、研究主体である企業、研究所の判断に委ねるべきである。ドリームチーム編成を希望しない場合であっても、必要な支援を行っていくこと。
- ドラスチックな「戦略的・抜本的な事業再編」は、大きなリスクを伴うものであることに留意し、企業の持続的な発展のための漸進的な事業構造改革を重視していくこと。
- 収益力の低い事業の存続の是非をはじめ、事業再編に関してはあくまで当該企業に委ね、政府は恣意的な誘導を行わないこと。
- 企業戦略として特許を出願しない発明について、知的財産権保護（先使用权）の強化に関し検討すること。
- 日本のものづくり産業が国際競争力を失ってきた多くの事例について、その原因分析を行い、ものづくり産業全体として情報の共有化を図ること（産業版『失敗の本質』）。

(社会資本)

- PPP（官民パートナーシップ）、PFI（民間資金等活用事業）を積極的に活用しつつ、これらの仕組みによって無駄な社会資本の建設が促進されないよう留意すること。

3. ものづくり産業の維持・強化に資する事業ルールの構築

①下請ガイドライン、優越的地位の濫用ガイドラインの徹底による下請適正取引の確立

中小企業庁「下請適正取引等推進のためのガイドライン」、公正取引委員会「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の一層の徹底を図り、その実効性を確保すること。

下請適正取引の実効性確保のポイント

- 「優越的地位の濫用」の禁止違反案件について、関係者の申告を待つことなく公正取引委員会が違反を発見することができるよう、公正取引委員会の情報管理室や優越的地位濫用事件タスクフォースの体制を強化し、積極的な情報収集と調査を行っていくこと。
- 「自動車産業適正取引ガイドライン」で推奨されている「適正取引推進マニュアル」について、自動車産業以外も含め、一定規模以上の企業に対し、その作成と公表を促進すること。
- 下請法（下請代金支払遅延等防止法）については、買ったたき、減額などの違反行為そのものに対する罰則規定を設けること。図面、技術、ノウハウの流出防止に関して、下請法に明文の規定を設けること。また、「下請適正取引等推進のためのガイドライン」全体の法制化についても検討すること。
- 優越的地位の濫用に対する課徴金の活用や、会社責任と個人責任の範囲の明確化などについて整理すること。

○2014年4月の消費税率引き上げに際し、適正に価格転嫁できなかった事例を精査し、次回引き上げの際、再発しないよう対策を強化すること。

②円滑な事業承継

中小企業の保有する技術・技能を散逸させたり、海外に売り渡すことなく、永続的に活用していくことが、国内ものづくり拠点の維持・強化と国内雇用の確保にとって不可欠である。中小企業の経営者が引退する場合、同業他社や従業員への承継など、親族以外の者に対しても、安心して事業の引き継ぎを行えるよう、各都道府県に設置される「事業引継ぎ支援センター」の拡充を図り、労働組合などとの連携も図りつつ、企業と承継を望む者とのマッチング機能の充実、事業承継資金の融資制度の拡充、債務繰り延べやカットが必要な場合の対応強化などを行っていくこと。

③CSR会計の普及・促進

企業の持続的な発展のためには、バリューチェーン、ステークホルダー全体でウィン・ウィンの関係を構築していくことが不可欠である。企業がバリューチェーン全体でどのように付加価値を創出し、産み出された付加価値がステークホルダーの間でどのように配分されているかを表す「CSR会計」の普及・促進に向け、政府として考え方をとりまとめていくこと。

4. 企業の海外展開への対応

①グローバルな経済活動下での中核的労働基準確立に向けた取り組み

ILOの基本8条約(29号、87号、98号、100号、105号、111号、138号、182号)に定められた中核的労働基準(結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除)については、ILO加盟国はその批准の如何を問わず実現の義務を負っている。海外日系企業で中核的労働基準が遵守されるよう、在外公館においても積極的な対応を行うこと。

ILO基本8条約のうち、日本未批准の105号(強制労働の廃止に関する条約)、111号(雇用及び職業についての差別待遇に関する条約)を早期に批准すること。

日系企業に関し、OECD多国籍企業ガイドライン違反として、現地の労働組合から日本のNCP(ナショナル・コンタクト・ポイント=各国連絡窓口)に問題提起があった場合には、1年以内の解決という規定を踏まえ、現地裁判の動向に関わらず迅速な対応を行うこと。

②海外勤務者・家族の生活の改善と安全・衛生確保

中小企業も含め、金属産業に働く者の海外勤務、とりわけ新興国・発展途上国での勤務が拡大している現状を踏まえ、政府としても、海外勤務者とその家族の生活の改善と安全・衛生確保を図ること。

海外勤務者・家族の生活改善と安全確保のポイント

- 海外勤務者の子女教育に対しても、国内の児童・生徒と一人あたりで同等の公費を投入していくこと。
当面、海外日本人学校における現地採用教員の人件費補助を強化していくこと。
- 諸外国との社会保障協定の締結拡大を図ること。
- 海外在留邦人の安全確保のため、海外駐在武官（ミリタリー・アタッシェ）が駐在していない大使館に対しても派遣し、現地政府からの治安情報入手に万全を期すること。

③企業の海外展開に対する支援の考え方

企業の海外展開に対する国の支援策については、国内ものづくり産業の健全な発展と国内雇用の維持・拡大の観点から、これを損なうことのないよう、とくに留意すること。

④租税条約の改定と二重課税の解消

租税条約の中で、締結後、相当な年月を経過し、グローバル経済の変化に対応したOECDモデル租税条約の改定に則していない場合には、早急に改定作業を進めること。

租税条約は国際的な二重課税と脱税を回避する目的で締結されているものであり、相手国との間で二重課税が生じることのないよう、国内税制とその運用の総ざらいを行うこと。

5. ものづくり技術・技能の継承・育成、ものづくり教育の強化

①次代のものづくりを担うために不可欠な基礎的能力の育成

小学校・中学校において、ものづくりへの興味を高める教育を行っていくこと。学校教育の現場において、教科学習、学校行事など、あらゆる場面を通じて、ものづくりにとって不可欠な「創意工夫」の能力を育成していくこと。大学や職場において、入学・就職までに当然身につけるべき基礎的な学力の再教育を実施しなくとも済むよう、小学校・中学校および高等学校における基礎的学力の強化を図ること。

②工業高校教育の強化

国内ものづくり産業の中核人材を育成する工業高校については、「国の宝・地域の宝」であるとの認識に立って、その魅力を積極的に情報発信し、安易な統廃合を行わず、男女ともに学びやすい環境整備、設備機械や実習材料に関する支援の強化、実習助手の待遇改善などを通じて、その強化を図っていくこと。

③若年技能者人材育成支援等事業の実施状況のチェック

「若年技能者人材育成支援等事業」の施策一つひとつについて、実施状況、利用状況、政策効果などを具体的・定量的に検証し、ものづくりマイスターの学校・企業などへの派遣による実技指導などに予算が重点的に投入されるようにすること。

④中小企業に働く若者が基礎的・実践的な実務を学ぶ場の開設

各地域では、法務、人事・総務、財務・経理、貿易、国際ビジネスなどのビジネス実務を習得するための短期の通学講座を、商工会議所が実施している場合がある。こうした講座が実施されていない地域において、大学、専門学校、商業高校、公民館などと連携し、中小企業に働く若者が容易に受講でき、地域のニーズに即した基礎的・実践的なビジネス実務を学ぶ場が開設されるよう、促進していくこと。

Ⅲ. ものづくり産業における「良質な雇用」の確立

金属労協は、長期安定雇用を基本的に維持しつつ、雇用移動が勤労者にとって不利にならない「ヒューマンな長期安定雇用」を基本とする「良質な雇用」の確立を主張している。戦後70年近くにわたって築き上げてきたわが国の経済力、先進国としての日本、世界市場をリードする技術・技能、これらにふさわしい賃金・労働条件、働き方を確立しようというものである。

1990年代半ば以降、非正規労働が拡大し、雇用と生活の不安定、格差の拡大と固定化、生涯生活設計が困難なことによる少子化、税・社会保険料の減少、消費購買力の劣化、技術・技能の継承・育成が滞るなど、多大な悪影響が出てきている。長期にわたる人件費の抑制と相次ぐ合理化は、技術の海外流出にもつながっている。「日本再興戦略」で打ち出された労働規制緩和も、勤労者生活の安定と長期的な人的能力形成を損なうことが懸念されている。政府は、改めて「良質な雇用」確立の観点に立った成長戦略を推進していくべきである。

交替勤務が一般的に存在する金属産業では、家庭と仕事の両立が他の産業に比べ難しく、育児・介護・看護のため退職する人が少なくない。働きがいを持って、家庭と仕事の両立できる職場環境整備、子育て支援策、介護支援策の拡充を図っていくことが不可欠な状況にある。

1. 「良質な雇用」の確立

① 「良質な雇用」の確立

労働法令の整備や労働行政の展開にあたり、わが国の経済力やものづくりにおける世界最高水準の技術・技能にふさわしい、「良質な雇用」の確立をその柱としていくこと。

「良質な雇用」の具体的な姿

○雇用形態としては、

- ・正社員の場合は、長期安定雇用を基本的に維持しつつ、転職や企業再編などによる雇用の移動が勤労者にとって不利にならない「ヒューマンな長期安定雇用」を基本とした、フルタイム正社員・短時間正社員。
- ・期間従業員、契約社員、パート、アルバイトなど正社員以外の雇用の場合には、あくまで勤労者本人の希望によって、そうした雇用形態であること。同一価値労働同一賃金の原則に則った正社員との均等・均衡待遇が図られていること。一定期間後に本人が望んだ場合には、正社員への転換が図られること。有期雇用契約であり、かつ間接雇用という「二重の不安定」の状態ではないこと。従って派遣労働や請負については、無期雇用契約が原則であること。

○男女共同参画の観点に立った、適切な人事処遇が行われていること。

○少なくとも法定雇用率以上の障害者を雇用していること。

○労働・雇用の分野こそ、CSR（企業の社会的責任）の中心分野であり、「良質な雇用」は、賃金・

労働条件、職場環境、働き方、仕事の進め方などにおいて、CSRの観点を満たすものであること。

○ワーク・ライフ・バランスが確立していること。

・労働時間については、残業や休日出勤が過重ではなく、家庭生活やその他のプライベートな活動、地域活動を健全に営めるものであること。

・年次有給休暇や各種の休暇、休業が完全に取得できること。

・そのための適正な要員管理がなされていること。

○政府、地方自治体、企業の取り組みによって、育児や介護をはじめとする家庭と仕事の両立支援が必要にして十分に行われていること。

○少なくともわが国の経済力に相応しい生活水準を維持できる賃金が確保され、わが国全体の成長成果が勤労者に広く行きわたること。

○職場の安全衛生と勤労者の健康の確保に関し、企業としての義務が果たされ、快適な職場環境が常に追求されていること。

○OJTだけでなく、適切な能力開発が行われること。また、社会的な能力開発の仕組みが充実していること。

○65歳までの希望者全員の雇用が確保され、さらにエイジフリーをめざしていること。

○中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）が実効的に確保されていること。

②「多様な働き方」は従業員のニーズに応えるもの、勤労者の利益となるものに

ものづくり産業では、長期にわたる経験によって蓄積された現場の従業員の技術・技能やノウハウ、判断力と創意工夫、それらの発揮による技術開発力、製品開発力、生産管理能力などが決定的に重要であり、こうした「現場力」を損なうような労働法制を導入しないこと。

「多様な働き方」については、従業員のニーズに応え、勤労者の利益となるものでなくてはならない。現在、政府が検討を進めている職務限定正社員、勤務地限定正社員については、職務限定・勤務地限定ではない場合と同等の解雇回避努力義務を企業に求めること。勤務時間限定正社員だけでなく、働く者すべてについて、ワーク・ライフ・バランスが確保されるよう、取り組みを強化すること。

③労働法令で中小企業を対象に設けられている猶予措置、適用除外などの撤廃

労働法令では、2010年4月施行の改正労働基準法における1箇月60時間超の時間外労働割増率50%以上の規定など、中小企業に対し猶予措置を設けたり、適用除外とする場合が少なくない。こうした施策は、中小企業に働く者の労働条件改善を阻害し、大企業との格差を一層拡大するとともに、公正・公平な労働市場を損なうことから、早急に撤廃していくこと。

④雇用調整助成金の重視と労働移動支援助成金の慎重な運用

景気が悪化した場合、雇用調整助成金の要件緩和、支給額引き上げ、手続きの簡素化などを迅速に

行うこと。

労働移動支援助成金については、いわばリストラを促進する助成金として、企業の雇用責任をないがしろにし、短期的な経営判断で企業の持続的な成長を担う人材を散逸させることにならないようにすること。

⑤失業者の生活を職に就いている者全体で支えていく雇用保険制度の確立

失業者の生活を職に就いている者全体で支えていく相互扶助の中に、公務員も加わっていくという観点に立って、国家公務員・地方公務員についても雇用保険の対象とすること。

2. ワーク・ライフ・バランス

①良質な保育環境の一刻も早い整備

「待機児童解消加速化プラン」に基づき、迅速に整備を図ること。小・中学校での保育所併設の促進、学童保育の運営主体の強化、学童保育指導員の資格要件の明確化、保育士・学童保育指導員の賃金・労働条件の改善などを進めていくこと。

②事業主が共同して保育施設を設置する場合などの支援拡充

工業団地や地域、グループ企業における共同設置を含め、事業所内保育施設設置の支援策を拡充すること。

「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」における支援拡充のポイント

- 運営費の助成については、支給対象期間の制限を撤廃すること。
- 複数事業所を保有する事業主に対し、複数事業所での保育施設設置を促進するため、設置費、増築費の助成に関して、事業主が過去に支給を受けている場合の支給制限を撤廃すること。
- 複数の事業主が事業主団体を設立して保育施設を設置する場合、すべての事業主が中小企業事業主である場合には、事業主団体についても中小企業事業主として取り扱うこと。

③ものづくり産業において男女がともに仕事と子育てを両立できる職場環境づくり

育児・介護休業法の短時間勤務制度を講じないことができる「制度の対象とすることが困難と認められる業務」として、「流れ作業方式による製造業務」「交替制勤務による製造業務」「他の労働者では代替が困難な営業業務」が例示されているが、この例示を削除し、労使が職場の実態を踏まえ、主体的に家庭と仕事を両立できる環境を整備するよう促すこと。

④ものづくり産業に働く者が仕事と介護を両立できる制度の充実

介護施設入所までの待機期間が平均で1年を超える実態を踏まえ、待機期間中の介護休業期間の延長を認めること。介護を必要とする期間が不確定であり、長期となる場合が多いことから、介護のた

めの短時間勤務などの利用期間を延長すること。介護を必要とする状況の変化に対応し、介護休業の分割取得や短時間勤務の柔軟な利用ができるようにすること。

要介護度の高い待機者がきわめて多いこと、介護離職が少なくないことなどの事情を踏まえ、在宅介護の充実のみならず、施設介護の積極的な拡充を図ること。

介護休業中の社会保険料負担については、育児休業の場合と同様、被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除の取り扱いとすること。

3. ものづくり産業で女性がいきいきと働くための環境整備

①ものづくり産業で女性がいきいきと働くための環境整備

安全衛生、母性保護に配慮しつつ、女性の職域を拡大するため、職場環境を整備する企業に対して、助成を行うこと。

企業に対し、ポジティブ・アクションの行動計画の策定と届出を義務づけ、一定の要件を満たした場合は、認定及び公表を行う制度を導入すること。ものづくり産業で働く女性を拡大するため、ものづくり産業で活躍する女性を発掘し、活躍事例を積極的に発信すること。

受動喫煙による健康被害防止のため、有害性の周知徹底を図るとともに、不特定または多数が出入する施設での受動喫煙防止義務化をめざし、工程表を作成し具体策を講じること。

4. 外国人労働者問題

①外国人技能実習制度の適正な運用と一層の制度改善

外国人技能実習制度について、労働関係法令違反や人権侵害行為など不正行為の根絶を図り、発展途上国や新興国への技能の移転という本来の趣旨に沿った適正な運用を促していくこと。5%ルール（常勤社員20名につき実習生1名）をすべての実習実施機関に適用する、団体監理型では、実習生の希望による実習実施機関変更を可能にする、など一層の制度改善を図ること。

②外国人労働者の受け入れ拡大については慎重に

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、建設業界などを中心に人手不足感が高まっていること、国内景気の回復などから、低賃金の未熟練労働者としての外国人労働者受け入れ拡大を求める動きがある。しかしながら、現在の労働力需要の拡大が期間限定的であること、低賃金労働者が増加し、「人への投資」と成長成果の適正な配分を阻害する危険性があることなどから、十分慎重に判断すること。

高齢世代に対する現役世代の人口比率の急速な低下の問題についても、安易に外国人労働者受け入れとは結びつけず、社会保障制度のあり方を含めた総合的な検討を行っていくこと。

③日系人の日本国籍取得支援

入管法上、日系人については「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」として、活動に制限のない「定住者」の資格で日本に在留が認められており、金属産業で多数の日系人が働いている実態があった。ピーク時に比べれば、日本に在留する日系人は減少しているが、一方で、資格の更新が必要な「定住者」から、すでに「永住者」への転換も進んでいる。こうした状況を受けて、帰国しないことを前提に、雇用、教育、社会保障などの諸施策を整備するとともに、日本国籍取得を希望する者に対し、積極的な支援を行っていくこと。

IV. ものづくり産業の強化に向けたエネルギー・環境政策

電力需給は小康状態を保っているが、発電熱効率の低い老朽火力発電所の稼働によって対応しており、安定性やコスト、化石燃料供給、CO₂排出量などの懸念を抱えている。安定的かつ低廉な電力供給の確保は、喫緊の課題となっている。

大幅な気候変動が生じつつあり、CO₂排出量抑制はまったなしの状況となっている。日本政府は、2013年11月のCOP19において2020年の温室効果ガス削減目標を、2005年比で3.8%削減するとの目標を表明した。しかしながら、閣議決定していない暫定的な数字であり、目標の根拠やプロセスも不透明となっている。将来的な電源構成を明らかにしながら、データに基づく根拠を明確に示し、国民的な議論を経た上で、国際的な責任を果たし得る温室効果ガス削減目標を示すべきである。そのためには、再生可能エネルギーの導入促進、高効率火力発電の拡大をはじめ、対策を総動員していく必要がある。

エネルギー・環境分野は、今後の成長分野として期待されていることに加え、省エネルギーの推進やCO₂の削減を通じて、日本のエネルギー問題の改善にも資することから、政府による積極的な支援が必要である。開発段階から、普及段階に入った技術については、関連産業も含めて、幅広い産業でビジネス展開できるように、枠組みを構築することが重要である。

1. ものづくり産業の国内立地を維持し、経済成長を促すエネルギー政策の構築

①安定的かつ低廉な電力供給確保

不安定な電力供給や電力料金引き上げによる産業空洞化、雇用喪失を回避するため、政府としてエネルギー安全保障の確立と安定的かつ低廉な電力確保に全力を尽くすこと。

原子力規制委員会において行われている原子力発電所の新基準適合性審査については、的確かつ迅速な判断が行われるよう、体制の一層の強化を行うこと。原子力規制委員会の新規基準適合性審査等の認可を得た原子力発電所の再稼働に関しては、原子力エネルギーがベース電源として発電量の約3割を担ってきた現実と電力安定供給の重要性等を踏まえ、地方自治体・住民の理解を前提に、政府が責任を持って判断を行っていくこと。

電炉などの電力多消費産業は、夜間電力を活用し電力需要のピークカットに寄与しているが、電力料金値上げに際し、高圧・特別高圧ごとに定額の値上げが行われるため、夜間電力の値上げ率は昼間電力を大幅に上回るものになってしまう。電力多消費産業の国内生産基盤確保のため、夜間電力の料金体系の見直しを含め、必要な対応を行っていくこと。

②原子力技術および技術者の確保・育成

安全性の確保、除染技術の高度化、廃炉・廃棄物処理の迅速かつ安全な遂行をはじめとする国内技術の向上と世界への貢献を果たすため、将来にわたって継続的に原子力研究者・技術者を育成・確保するシステムを、官民学協力して構築すること。

③再生可能エネルギー、高効率火力発電の導入促進

再生可能エネルギーは、日本の気候風土に適合し、中期的に効率的な電源構成となり、国際競争力を持った産業を育成する観点から導入促進を図ること。

風力発電や地熱発電など、開発期間が長期にわたる再生可能エネルギーの導入を促進するため、環境アセスメントの迅速化など法的規制の緩和や、調査コスト・開発リスクに対する各種支援策を引き続き充実させていくこと。

コンバインドサイクル発電や石炭ガス化複合発電など、高効率火力発電への老朽火力発電からの設備更新や新規導入に向けた支援を行うこと。

④資源・エネルギー確保のための国内開発の促進、国際交渉力強化

メタンハイドレートの実用化やバイオマスなど、資源・エネルギー確保のための国内開発の促進を図るとともに、原油、天然ガス、シェールガスなどの1次エネルギー、およびレアメタルなど鉱物資源が、適正な価格で安定的に確保できるよう、日本としての国際交渉力の強化を図ること。

2. 金属産業の強化を図るエネルギー・環境政策

①日本の金属産業の技術を活用した環境・エネルギー分野における新分野開発

エネルギー利用の効率化に向けて、めざすべきスマートグリッドの姿を明確にするとともに、スマートメーターの設置、コージェネレーションの普及促進、スマートコミュニティ、スマートシティの構築を加速すること。

自家発電設備、受電設備を導入する際の審査基準の緩和など、スマートシティの実証実験で得られた成果を早期に事業展開できるよう、必要な規制緩和を迅速に行っていくこと。

次世代自動車の普及促進にあたっては、車両開発、インフラ整備の両面から規制緩和などの環境整備を行うとともに、国際規格化に主導的な役割を果たしていくこと。燃料供給やメンテナンスなど、幅広い産業のビジネス展開を促すとともに、産業の国際競争力強化に寄与する枠組みをつくること。

モーターで消費される電力は、わが国全消費電力量の約55%、産業用モーターによる消費電力量は、産業部門の消費電力量の75%を占める。2015年4月以降、高効率のトッランナーモーターの判断基準を満たさないモーターは出荷できなくなるが、既存のモーターについても、トッランナーモーターへの早期転換を図るよう、支援を行うこと。

通電ロス、送電ロスを最小限にするため、電線太径化、ダブル配線化、超電導ケーブルの実用化を

促進すること。

電力の安定供給確保にも有効に活用し得る大容量蓄電池の開発を促進すること。

CCS（CO₂の回収・貯蔵）やCO₂を用いたメタンガスの合成など、CO₂固定化技術の開発を促進すること。

3. 気候変動対策

①2020年の温室効果ガス削減目標

新たなエネルギー基本計画では、エネルギーミックスの定量的な見通しが示されていないが、早急に将来的なエネルギーミックスの姿を明らかにした上で、改めて、日本として国際的な責任を果たし得る温室効果ガス削減目標を策定すること。その際、CO₂の削減と持続可能な経済成長、環境とのバランス、国民生活の安定を大前提に、産業・企業の国際競争力や国民生活に与える影響について、具体的なデータを精査しながら、国民の意見を広く聞く場を設けること。

②地球温暖化対策に関する税制の検証と改善

地球温暖化対策税などの経済的手法や、再生可能エネルギー固定価格買取制度については、その効果や各方面への影響について検証し、必要に応じて速やかに改善すること。当面、再生可能エネルギー固定価格買取制度は、特定のエネルギー分野に片寄ることなく、競争原理によって効率的なエネルギーが選択されるように見直すとともに、国際的に標準的な買取価格としていくこと。

③途上国の温室効果ガス排出抑制に寄与する二国間メカニズムの構築

途上国において、日本の優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラなどを普及させることにより、現地における温室効果ガス排出削減・吸収に貢献を果たし、その一部を日本の排出削減目標の達成に活用することをめざすJCM（二国間クレジット制度）については、その実績を積み上げて各国への理解促進を図り、国際ルールとして確立すること。

④「サマータイム制度」の早期導入

涼しい朝と明るい夕方を活用した省エネの実現、国民的な省エネ意識の向上を図り、CO₂排出削減につながるとともに、健康的な生活習慣づくりに寄与し、家庭生活・地域活動の充実など、ワーク・ライフ・バランスの確立が期待できる「サマータイム制度」を早期に導入すること。

背景說明

I. ものづくり産業を支えるマクロ環境整備

1. 着実なデフレ脱却、為替相場の安定、適正な労働市場

①デフレ脱却と為替相場の安定

安倍内閣発足後の2013年1月、政府と日銀は「共同声明」を発表し、

* 日本銀行は、物価安定の目標を消費者物価上昇率2%とする。

* 政府は機動的なマクロ経済政策運営に努めるとともに、革新的研究開発への集中投入、イノベーション基盤の強化、大胆な規制・制度改革、税制の活用など思い切った政策を総動員し、日本経済の競争力と成長力の強化を強力に推進する。財政運営に対する信認確保の観点から、持続可能な財政構造確立の取り組みを着実に推進

こととした。

続いて2013年4月には、黒田新総裁の下で政府と日銀の共同声明に基づき、「量的・質的金融緩和」が導入された。具体的には、

* 消費者物価上昇率2%の物価安定の目標を、2

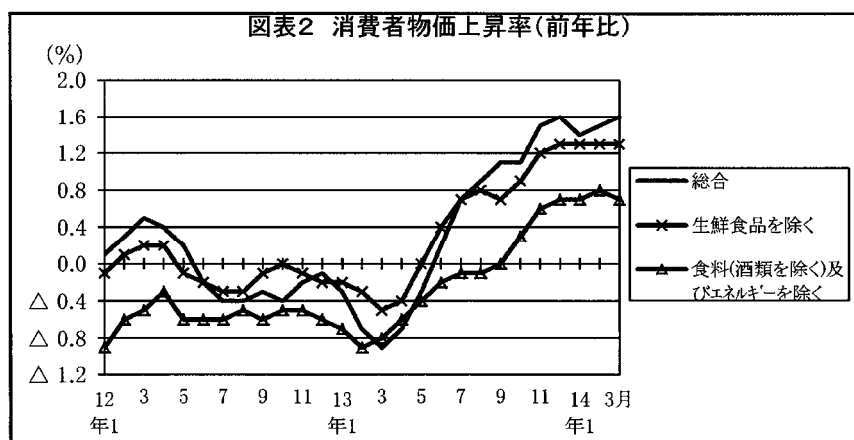
年程度の期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現する。

* 金融市場調節の操作目標を、無担保コールレートからマネタリーベースに変更する。

* 日銀の長期国債保有残高が年間約50兆円ペースで増加するよう、買い入れを行う。買い入れ対象の長期国債が、平均残存期間3年弱となっているのを、国債発行残高の平均並みの7年程度に延長する。

というものである。

これらの対応により、2012年10月まで1ドル=70円台だった為替相場は、2013年4月以降、100円前後で推移している。株価は、2013年1月に1万円台を回復、2013年11月以降は1万5千円をはさむ展開となっている。消費者物価上昇率（総合）は、2013年6月より前年比プラスとなっており、9月以降は1%台となっている。



資料出所：総務省統計局資料より金属労協政策企画局で作成。

②新興国における完全変動相場制導入の促進

(本文参照)

③労働市場における穏やかな「売り手市場」の実現

(本文参照)

2. 自由貿易体制の強化

①TPPをはじめとするEPA、FTAの締結の加速

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）は、目標としていた2013年末合意を達成することはできなかったが、2014年2月に行われたTPP閣僚会合（シンガポール）では、

- * 着地点の大部分について合意した。
- * 残りの作業の重要な部分を占める市場アクセスについても進展させており、市場アクセスの全

分野にわたる野心的なパッケージの完成に向けた作業を継続する。

との「共同プレス声明」が発表されている。「グローバルな貿易の新しい基準を設立し、次世代の課題を包含する、画期的で21世紀型の貿易協定」とするための合意努力を積み重ねていくことが必要となっている。

共同プレス声明 TPP閣僚会合（仮訳）

於：シンガポール 2014年2月22-25日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの閣僚及び代表は、シンガポールにおいて4日間の閣僚会合を終えたところであり、最終的な協定に向けた更なる躍進を遂げた。

我々は、前回の閣僚会合で特定された着地点の大部分について合意した。いくつかの論点が残っているものの、我々は、包括的でバランスの取れた成果を目指す観点から、これらの課題を解決するための道筋を示した。また、広範な二国間会合を通じて、我々は、残りの作業の重要な部分を占める市場アクセスについても進展させており、市場アクセスの全分野にわたる野心的なパッケージの完成に向けた作業を継続する。

今回の会合を受けて、我々は、残された課題について各国国内で協議を行う。

我々は、昨年10月にバリで首脳から指示された通り、2011年にホノルルで設定された目標の達成に向けた協定について、できる限り早期に結論を得るために努力している。我々は、TPP参加各国において、国民の雇用、企業の機会、経済成長、発展を創出するような協定を実現するために必要となる相当な水準の努力を注ぐ。

環太平洋パートナーシップ（TPP）の輪郭（抜粋・外務省仮訳） 貿易・投資を拡大し、雇用、経済成長及び発展を支援する：TPPの輪郭

2011年11月12日

2011年11月12日、TPP参加9か国—オーストラリア、ブルネイ、チリ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム、アメリカ合衆国—の首脳は、TPP参加国間の貿易と投資を拡大し、イノベーション、経済成長及び開発を促進し、並びに、雇用の創出及び維持を後押しする、野心的で21世紀型のTPPの大まかな輪郭を達成したことを発表した。協定の大まかな骨格は以下のとおり。

重要な特徴

TPPの大まかな輪郭の合意に関する首脳への報告の中で、貿易担当閣僚は、TPPの5つの特徴を特定した。これらの特徴により、TPPは、世界の経済においてTPP参加国が競争力を高めていくために、グローバルな貿易の新しい基準を設立し、次世代の課題を包含する、画期的で21世紀型の貿易協定となる。

○物品市場アクセス：

TPP参加国は、TPP参加国が相互に与える市場アクセスが野心的で、バランスがとれており、透明なものとなるように、すべてのTPP参加国に適用される物品貿易に関する原則と義務を設けることに合意した。物品貿易に関する条文案では、協定参加国がWTO協定上負っている義務を上回る重要な約束を含む参加国間の関税撤廃、及び貿易障壁となりうる非関税措置の撤廃も扱われている。TPP参加国は、輸出入ライセンスや再生品に関する提案も検討している。農産品の輸出競争や食料安全保障に関する規定も議論されている。

関税スケジュール（譲許表）及びその他の市場開放パッケージ

・TPPの関税譲許表は約11,000のタリフラインのすべての物品をカバーする。9か国はTPP共通の原産地規則を作成中であり、これをいかに最も効果的かつシンプルに作成すべきか現在様々な提案を比較検討しているところである。

TPP交渉のうち、労働分野については、貿易・投資の促進を目的とした労働基準の緩和の禁止や中核的労働基準などが、盛り込まれることが想定されている。

ILOの基本8条約（29号、87号、98号、100号、105号、111号、138号、182号）に規定された中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）については、ILO加盟国は、条約を批准していない場合においても、ILO加盟国であるという事実そのものにより、尊重し、促進し、かつ実現する義務を負っている。

（1998年「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」）

るILO宣言）」

現在交渉中のTPPでも、中核的労働基準の遵守が盛り込まれる方向となっているが、TPP交渉参加12カ国中、基本8条約すべてを批准しているのは、チリとペルーの2カ国のみとなっている。わが国として、中核的労働基準遵守の姿勢をより強力にアピールしていくため、8条約の中で未批准の2条約、すなわち105号（強制労働の廃止に関する条約）および111号（雇用及び職業についての差別待遇に関する条約）について、早急に批准作業を進めていく必要がある。

図表3 ILO基本8条約の批准状況(TPP交渉参加国)

基本8条約	オーストラリア	ブルネイ	カナダ	チリ	日本	マレーシア	メキシコ	ニュージーランド	ペルー	シンガポール	アメリカ	ベトナム	未批准国数
29号 強制労働に関する条約	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	2
87号 結社の自由及び団結権の保護に関する条約	○	×	○	○	○	×	○	×	○	×	×	×	6
98号 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	×	×	5
100号 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	2
105号 強制労働の廃止に関する条約	○	×	○	○	×	破棄	○	○	○	破棄	○	×	5
111号 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約	○	×	○	○	×	×	○	○	○	×	×	○	5
138号 就業が認められるための最低年齢に関する条約	×	○	×	○	○	○	×	×	○	○	×	○	5
182号 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
未批准条約数	1	6	2	0	2	3	2	2	0	3	6	3	30

資料出所：ILOホームページより金属労協政策企画局で作成。

3. 財政健全化

①早急な財政健全化計画の策定と実効性確保

2014年1月に発表された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」によると、2013～2022年度の平均の実質経済成長率2%、名目3%程度を達成した場合においても、わが国の国と地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）は、2023年度時点で赤字（復旧・復興対策の経費及び財源の金額を含んだベースで、名目GDP比1.2%の赤字）が見込まれる状況となっている。基礎的財政収支とは、税金・税外収入と、公債費（公債の元本返済や利子の支払いにあてられる費用）を除く歳出との収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税金等でどれだけまかなえているかを示す指

標であるが、定義上、たとえ基礎的財政収支が均衡したとしても、公債の利子支払いのぶん、財政収支は赤字となり、政府債務は拡大する。2023年度の財政収支赤字は、名目GDPの5.9%に達する見通しとなっている。

2014年度予算では、利払費は歳出の10.5%を占めているが、消費者物価の上昇が定着する中で、金融市場において日本の財政規律に対する信認が失われれば、金利は暴騰、利払費も大幅に増加する可能性がある。一刻も早く財政健全化計画を明らかにし、その法的実効性を確保することにより、市場の信認を得ていくことが重要となっている。

②政府の無駄の根絶

政府では、各府省自らが、5,000を超える国の全ての事業について、概算要求前に、前年度の執行状況（支出先や用途）などの事後点検を行い、事業内容

や目的、成果、資金の流れ、点検結果などを書いた各府省共通のレビューシートを作成、公表している。

③「人への投資」促進により経済と企業経営の好循環を図る恒久的な法人税減税

ものづくり産業を国内に残すために、政府が強いメッセージを発することが重要であり、そのための方策として、法人税減税は大きな意味がある。現在、法人税では、雇用促進税制および所得拡大促進税制が実施されているが、これらの統合・拡充による恒

久的な法人税減税が、「人への投資」による経済・企業の好循環を実現するために有効である。経済活動の活性化と雇用者の収入増により、法人税減税が税収増をもたらす法人税パラドックスの効果が大きくなることも期待できる。

<雇用促進税制>

*事業年度中に雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させた事業主に対し、雇用者数の増加1人あたり40万円の法人税（個人事業主は所得税）の税額控除が受けられる制度。（2015年度まで）

*限度額は法人税額の10%（中小企業は20%）。

<所得拡大促進税制>

*給与等の支給額の総額を一定（前年比で2013、2014年度2%、2015年度3%、2016、2017年度5%）以上増加させた場合、増加額の10%を税額控除する制度。

*限度額は法人税額の10%（中小企業は20%）。

Ⅱ. ものづくり産業を強化する「攻め」の産業政策

1. ものづくり産業を強化する「攻め」の産業政策

①新分野・成長分野の開拓を促進する「攻め」の産業政策の展開

(本文参照)

②安全で便利な地域交通システムの研究

超高齢化社会では、地域交通システムの整備が地域の活性化にとって決定的に重要となるものと思われる。LRT（ライトレールトランジット＝次世代型路面電車システム）、デュアル・モード・ビークル（軌道走行・道路走行両用車）、ミニカーをはじめと

する超小型モビリティ（一人乗りの移動機器）などの開発・利用が進んでおり、また自動ブレーキを手始めに自動車の自動走行の開発も進められている。わが国として、世界の最先端の技術を確認すべく、開発を促進していくことが重要である。

③医療・介護の現場におけるものづくり産業の活用

遠隔医療には、患者の自宅における療養を支援する遠隔診療・遠隔看護、専門医が主治医に対して高度で専門的な診断やコンサルテーションを行う「狭義の遠隔医療」がある。医師不足や医師の偏在への対応、地域医療の連携、救急・救命医療での活用などが期待され、取り組みが本格化しているが、一方で、診療報酬が確立されていない、教育システムの不足、遠隔医療を用いる際のガイドラインの必要性などが指摘されており、体系的な制度整備が求められている。

介護ロボットは、福祉用具として位置づけられて

いるが、その評価、認証、そして介護施設などに対する情報提供の重要性はますます高まっている。福祉用具の臨床的評価については、2012年度まで、厚生労働省のテクノエイド協会事業費、要介護認定情報管理・分析事業費によって実施されていたが、2012年度には、当初見込み176件に対し、実績は96件に止まった。この2つの事業が統合された2013年度には、当初見込みの段階で60件に減少している。こうした状況の要因を精査し、一層の体制強化を図っていく必要がある。

④社会資本の老朽化への対応の整理、点検・診断システムの整備

国土交通省の試算によれば、国内の社会資本の維持管理・更新費用は2013年度に3兆6千億円となっており、20年後には4兆6千億円～5兆5千億円に達するものと見られている。国・地方自治体の財政事情が厳しく、また超少子高齢化が進む中で、老朽

化した社会資本に関して、補修を行うのか、建て替えるのか、廃止するのかを明確に判断できるようにしていく必要がある。

2013年11月に策定された政府の「インフラ長寿命化基本計画」では、「点検・診断に必要な知見やノウ

ハウは蓄積途上である」とされており、「ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術研究開発を進め、それらを積極的に活用する」ことを打ち出している。画像システム

やロボットの活用により、できるだけ点検・診断コスト、補修コストを引き下げていくことが重要となっている。

⑤国際規格化の推進

(本文参照)

⑥国家技能検定制度の強化・国際規格化

中央職業能力開発協会では、わが国の技能評価システムがアジア諸国で活用されるよう、技能評価者に対する講習・研修や技能評価トライアルなどの取り組みを進めているが、2013年8月、ベトナム労働・

傷病軍人・社会事業省と覚書を締結し、ベトナムの国家技能検定が、日本の方式で実施されることになった。他の国においても、こうした取り組みを進めていくことが重要である。

2. ものづくり産業に働く者の「現場力」強化を基本とした日本再生

①ものづくり産業で働く者の「現場力」強化を基本とした成長戦略

(本文参照)

3. ものづくり産業の維持・強化に資する事業ルールの構築

①下請ガイドライン、優越的地位の濫用ガイドラインの徹底による下請適正取引の確立

(公正取引委員会)

独占禁止法第45条では、「何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる」「公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事実又は独占的状态に該当する事実があると思料するときは、職権をもって適切な措置をとることができる」とされており、取引関係者などによる申告とともに、公正取引委員会による職権探知も事件処理手続きの第一歩として認められている。公正取引委員会では、2009年から「優越的地位濫用事件タスクフォース」を審査局内

に設置し、優越的地位の濫用行為にかかわる情報に接した場合には調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることにしている。これにより、2008年度にわずか8件だった「注意件数」は、2012年度には57件に増加するなど、取り組みが強化されている。しかしながら、注意事案のほとんどは、購入・利用強制、協賛金等の負担の要請、従業員等の派遣の要請など、小売業、サービス業などに関するものとなっている。小売業やサービス業などへの納入に比べて、サプライヤーから製造メーカーへの納入の場合には、限られた数のメーカーに納入する割合が高いことが、公正取引委員会に対する相談や申告を困難

にしている可能性があることから、サプライヤーからの相談・申告を待つことなく、公正取引委員会自ら、情報収集を強化していくことが不可欠である。

（適正取引推進マニュアル）

中小企業庁では、下請事業者と親事業者との間で適正な下請取引が行われるよう、16の業種について、「下請適正取引等推進のためのガイドライン」を作成している。このうち「自動車産業適正取引ガイドライン」では、企業に対し、調達先との関係での留意事項を幅広く記した「適正取引推進マニュアル」を整備するよう求めているが、これまで整備されてきたマニュアルは、「その多くは、法令遵守なかならず下請法の遵守に関する内容にとどまっている」と指摘されている。

一般的に、企業が取引先との対応に関するマニ

アルを作成する場合、

①取引先に対して求める内容を詳細に記載したものの。

②取引先に対する対応に関し、理念や基本方針を示したものの。

については、多くの企業で作成し、公表されているが、

③取引先に対する具体的な対処方針（価格決定や費用負担、価格転嫁のあり方など、サプライヤーが理不尽を感じやすい問題に関する対処方針）

について、公表している事例は少ないものと思われる。

自動車産業のみならずすべての業種において、具体的な対処方針を含む「適正取引推進マニュアル」の作成・公表を促進することが重要である。

中小企業庁の「自動車産業適正取引ガイドライン（抜粋）」

自動車メーカー等は、各企業内部において、適正取引を推進するための適切な体制を整備する必要がある。そのため、下請法の遵守に関する内容に留まらず、本ガイドラインで示されている事項も広く取り込み、調達先との関係での留意事項を幅広く記した「適正取引推進マニュアル（仮称）」を整備すべきである。

その際、例えば、以下の点について明確に記載すべきである。

- (ア) 各社が目指す調達関係のあり方（例えば、目標・課題の共有と成果のシェアなど、第一章で記載した五原則）
- (イ) 具体的な取引慣行（特に、前章に記載したような、補給品の価格決定、型保管費用の負担、配送費用の負担、原材料価格等の価格転嫁に関する方針など、取引先から問題視されやすい行為類型）についての各社の具体的な対処方針
- (ウ) 下請法の対象ではない企業であっても独占禁止法上の問題が生じうることから、取引適正化を図る必要があること
- (エ) 説明会等の開催方針
- (オ) 取引先との相談窓口の明示、及びトラブルが生じた場合の処理の手順など

②円滑な事業承継

中小企業経営者の高齢化が進む中で、中小企業の経営資源の承継が課題となっている。2011年に中小企業基盤整備機構が行った「事業承継実態調査」によれば、事業の承継は、「家族・親族」を考えている経営者が一番多いものの、従業員への承継や同業他社などへの事業売却の事例も増えてきている。経営

者の高齢化により、常用雇用者の63%が働いている中小企業が廃業を余儀なくされれば、日本の雇用は甚大な打撃を被ることになる。また、中小企業の持つ高度な技術・技能の消滅は、日本の製造業全体の競争力低下をもたらすことになる。

金属労協では、「親族以外の者に対して、安心して

事業の引き継ぎを行える政策パッケージ」の構築を主張してきたが、2013年度の税制改正で、非上場株式に関する相続税・贈与税の納税猶予措置について、経営していた者の親族を対象とする要件が撤廃（2015年）された。また、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、従業員や第三者に対する事業承継に際し、助言、情報提供およびマッチング支援などをワンストップで行うための「事業引継ぎ支援センター」が全国に設置されることになっている。

政府が事業承継を支援するのは、あくまで事業と従業員と顧客を守るためであって、経営者一族に財産を残すためではない、ということを確認しつつ、

* 事業引継ぎ支援センターが単なる窓口ではなく、直接支援サービスが提供できる体制づくり、とりわけ地方におけるM&A専門家確保。

* 事業承継のための融資制度の拡充。

* 債務カットや返済繰り延べを伴う事業承継のスキーム整備。

を行っていくことが重要となっている。

③ CSR会計の普及・促進

CSR会計とは、企業の財務諸表の会計数値を組み替えることにより、売上高のうち、どれだけが企業の外部（取引先）などに支出されたか、そしてその残余部分である付加価値が、どのようにステークホルダー（従業員、役員、株主、政府、地域、環境、その他）に配分されたかを数値として具体的に算出し、公表するものである。すでに一部の企業では公表されているが、こうした動きが広がれば、さまざまな産業・企業におけるCSR会計を比較・分析することが可能となり、企業において付加価値が適正に産み出されたものか、その配分が適正か、他の業界や同業他社との違いについて合理的な説明ができ

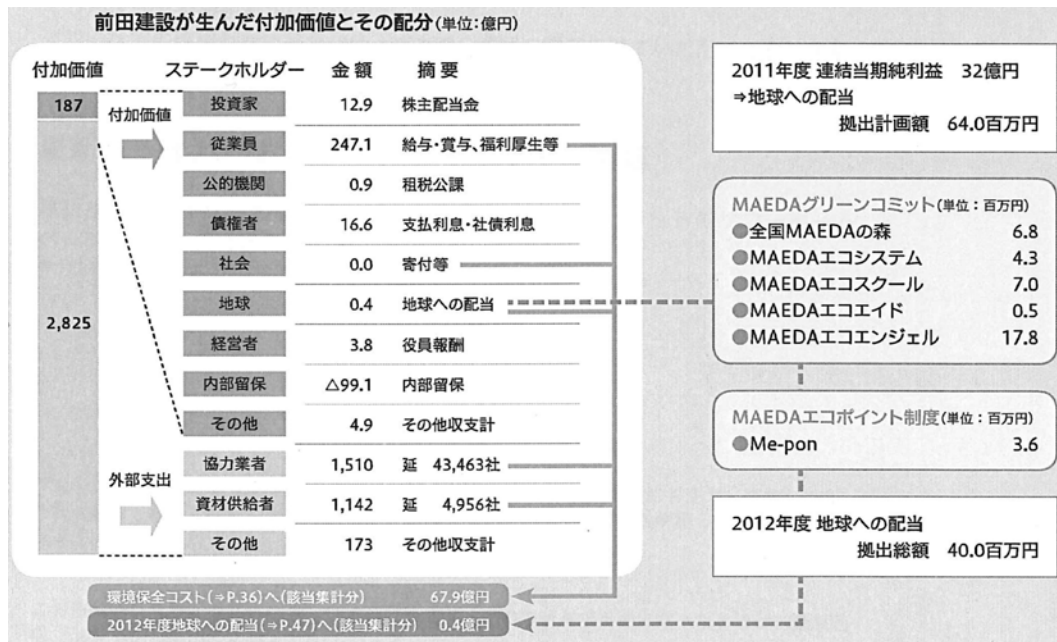
るか、などに関して検討することにより、企業の抱える潜在的リスクを認識し、持続可能性の確保を図るための対応を促すことが期待される。

なお、企業の作成するCSR報告書の国際規格であるGRI（Global Reporting Initiative）「G4サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン」でも、「G4-EC1 創出、分配した直接的経済価値」という項目において、企業の収入、事業コスト（組織外部への支払い）、従業員や資本提供者、政府への支払い、コミュニティへの投資などに関し、報告を求めている。

CSR会計の定義（麗澤大学企業倫理研究センター「CSR会計ガイドライン」）

CSR会計とは、情報の利用者（企業内外のステークホルダー）が、企業のCSR問題にかかわる事象をリスクと認識して判断や意思決定を行うことができるように、CSRリスクのマネジメントのあり方とCSRパフォーマンスの向上に関連する活動を、財務諸表の会計数値に基づいて貨幣単位で識別・測定して伝達するプロセスである。

前田建設工業株式会社のCSR会計



資料提供：前田建設工業株式会社

4. 企業の海外展開への対応

①グローバルな経済活動下での中核的労働基準確立に向けた取り組み

グローバル経済下において、日本企業の海外拠点における労使紛争が頻発している状況にある。とりわけ憂慮されるのは、すべてのILO加盟国において遵守が求められている4つの中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）のうち、結社の自由・団体交渉権への抵触に関わる労使紛争である。

金属労協が加盟する国際産業別労働組合組織インダストリアルオールなどを通じて、海外の労働組合から金属労協に対し、解決への協力を求められる労使紛争としては、

*労働組合の組織化や労働組合活動の妨害、具体的には、業務上の怠慢や能力不足を名目にした、あるいは些細な規律違反を理由とした組合リーダーの解雇や配置転換、労働組合の団体交渉要件を満たすための認証選挙への会社側の介入。

*ストを指導した組合役員や、参加した組合員の

解雇。

*会社側が団体交渉や労使協議に応じない。会社の経営状況などについて、労働組合に情報を提供しない。

などが典型的な事例である。これらは、ILOの基本8条約に明らかに抵触するものの、明確な各国国内法違反とは言い切れない、あるいは、合法の体裁を整えている場合が多い。

これらの労使紛争の事例の中には、海外現地法人の日本人出向者や現地の経営者、マネージャーの中核的労働基準への理解・認識の不足から生じているものもある。金属労協では、海外拠点における建設的な労使関係構築に向けて、国内外で労使参加のセミナー、ワークショップを開催しているが、日本政府としても、ジェトロ（日本貿易振興機構）や海外産業人材育成協会の活動を通じて、日本企業のグローバルな中核的労働基準の確立と建設的な労使関係の構築を促進していくべきである。

②海外勤務者・家族の生活の改善と安全・衛生確保

(海外子女教育)

経済のグローバル化に伴う企業の海外事業展開により、中小企業も含め、海外事業拠点で勤務する日本人従業員が急激に拡大しており、海外勤務者に帯同する、いわゆる「海外子女」もまた増加している。海外子女教育については、先進国では現地校に通うという選択肢もあるが、海外事業拠点が急増している地域では、日本人学校がきわめて重要な役割を負っている。

海外子女の教育に対する国の予算は、2013年度において、

- * 海外子女教育体制の強化事業（校舎借料、現地採用教員の給与、ガードマンや警報機器の費用などの援助）・・・20億9,600万円（外務省予算）
- * 外国教育施設日本語指導教員派遣事業・・・790万円（文科省予算）
- * 海外子女教育推進体制の整備事業（海外子女教育担当官の現地派遣による実状の把握・指導・助言、指導資料の作成配布など）・・・470万円（文科省予算）
- * 海外子女教育活動の助成事業（教材・図書の整備、通信教育）・・・1億1,800万円（文科省予算）
- * 在外教育施設教員派遣事業・・・162億6,200万円（文科省予算）

となっており、総額で184億8,860万円、海外子女約6万7千人として、一人あたり約28万円にすぎない。

これは、わが国における小・中学校教育費の1人あたり国庫補助金（約17万円）よりは多いものの、地方自治体支出金、地方債などを含めた公費負担（約95万円）に比べれば、各段に少ない。

- * 日本国憲法では、日本に住む者ではなく、すべ

ての「国民」に対し、義務教育を無償としており、海外子女に対しても、少なくとも国内と同等の公費負担が行われるべきではないか。

- * 海外子女の教育に対して、地方自治体が負担することが困難である以上、国庫負担で行うべきではないか。

と考えられる。

図表4 学校教育費の財源(義務教育)

国内 (2011年度実績)		海外 (2013年度予算)	
在学者数	10,051,150	在学者数	67,000
公費計	951,719,484	公費計	1,848,860
(1人あたり)	94.7	(1人あたり)	27.6
国	172,777,128	文科省	1,639,260
(1人あたり)	17.2	(1人あたり)	24.5
地方自治体等	778,942,356	外務省	209,600
(1人あたり)	77.5	(1人あたり)	3.1

(注)1. 国内は地方教育費。

2. 資料出所：文科省「地方教育費調査」、文科省・外務省「行政事業レビューシート」より金属労協政策企画局で作成。

(海外邦人安全確保)

外務省では、海外邦人の安全確保に向けた情報収集活動として、

- * 国際ニュースモニタリング
- * 遠隔地や複数国を兼務で担当する兼轄国の安全情報の収集・提供の委嘱
- * 海外進出企業や在留邦人との治安情勢に関する意見交換会

などを行っているが、現地治安情報の入手には、海外駐在武官（防衛駐在官＝ミリタリーアタッシュェ）の果たす役割が大きいものと思われる。しかしながら、2013年7月時点で、海外に派遣されている防衛駐在官は、36大使館、2政府代表部、合計49名にすぎず、しかもアフリカは2名、中東は7名ときわめて不十分な状況にある。

③企業の海外展開に対する支援の考え方

ジェトロ（日本貿易振興機構）と中小企業基盤整

備機構、あるいは地方自治体では、中小企業などの

海外展開に対し、情報提供やアドバイス、海外ビジネスパートナーとのマッチング、商談会の開催、投資事業有限責任組合を通じた出資など、さまざまな支援活動を行っている。こうした施策の成果は、これらを利用して海外展開を行った企業の国内雇用の

動向をもって評価すべきである。個別具体的に国内従業員数のチェックを行い、国内雇用の維持・拡大につながっていない支援策については、これを見直すべきである。

④租税条約の改定と二重課税の解消

グローバルな経済活動の中で、各国での二重課税と脱税を回避するため、2国間で「租税条約」が締結されており、日本は2014年2月現在、80の租税条約を締結している。「OECDモデル租税条約」がそのひな形とされているが、これが1977年に公表されてのち（草案は1963年公表）、9回も改訂が行われている（近年は2～3年ごとで最新は2010年版）のに対し、2国間の租税条約では、締結されたまま放置され、グローバルな経済活動の実態にそぐわないものも見られる。

例えば、日本インドネシア租税条約（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定）では、第12条において、「一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料」に対しては、「当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる（第2項）」とされている。インドネシアの居住者に支払われる使用料に対しては、インドネシアで課税されるだけでなく、日本でもこれを根拠として、使

用料の支払い者に対し、源泉徴収が求められているが、これについては、

*二重課税を回避することが租税条約の主要な目的であるにもかかわらず、租税条約を根拠として、二重課税が行われている。

*現行の「OECDモデル租税条約」では、「当該他方の締約国（使用料が支払われた側 金属労協注）においてのみ租税を課することができる」として、「当該使用料が生じた締約国（使用料を支払った側 金属労協注）」での課税を禁止している。しかしながら、日本インドネシア租税条約は、1982年の発効後、一度も改訂されていないため、支払った側での課税が禁止されていない。

*そもそも日本インドネシア租税条約第12条は、「租税を課することができる」と規定しているだけで、実際に課税するかどうかは、国内の判断に委ねられているものと思われるが、現実には、国内法の根拠が定かではないまま、課税が行われている。

といった問題が生じている。

5. ものづくり技術・技能の継承・育成、ものづくり教育の強化

①次代のものづくりを担うために不可欠な基礎的能力の育成

「ものづくり教育」強化の具体策

- 大学や職場において、入学・就職までに当然身につけるべき基礎的な学力の再教育を実施しなくとも済むよう、小学校・中学校および高等学校における基礎的学力の強化を図ること。
- 学校教育の現場において、教科学習、学校行事など、あらゆる場面を通じて、子どもたちの自主的な「創意工夫」が発揮されるよう促していくこと。

- 中学校において、5日間以上の職業体験が実施されるよう、取り組みを強化すること。とりわけ、地域のものづくり企業における受け入れ増加に向けた理解促進活動を積極的に行うこと。
- 新任教員、技術家庭科教員、進路指導にあたる教員などを中心に、ものづくり産業の職場における長期の職業経験実習を拡大するなど、実践的な研修・実習を強化すること。
- 教育課程のカリキュラムについて、「教職に関する科目」の中で、実践的な指導法、指導技術に関する科目の比重を高めるとともに、理工系学部に所属する学生専用のカリキュラムを新設するなど、理工系の学生が教育職員免許を取得しやすい環境を整備すること。

（基礎的学力）

文部科学省の調査「大学における教育内容等の改革状況等について（2011年度）」によれば、495の大学（約67%）で高等学校までに習得しておくべき基礎的学力の補完を目的とする補修授業、既修組・未修組に分けた授業、学力別クラス分けなど、「高等学校等での履修の状況に配慮した取組」を実施している。なかでも補習授業を行う大学は、2004年度までは160大学程度であったのが、その後急速に拡大し、2011年度には347大学に達している。

文部科学省では、高卒者の学力不足の解決を、もっぱら「学生の大学教育への円滑な接続のための方策」の問題としてとらえており、また高等学校側の対策としては、「学習の到達度を把握するための新たなテストの導入」が謳われている。高等学校までに習得すべき基礎学力を習得しなければならないのは、大学入学者に限らず、高校卒業後、就職した者も同様であり、小学校・中学校・高等学校を通じた基礎的学力の強化に注力すべきである。

②工業高校教育の強化

工業高校教育強化の具体策

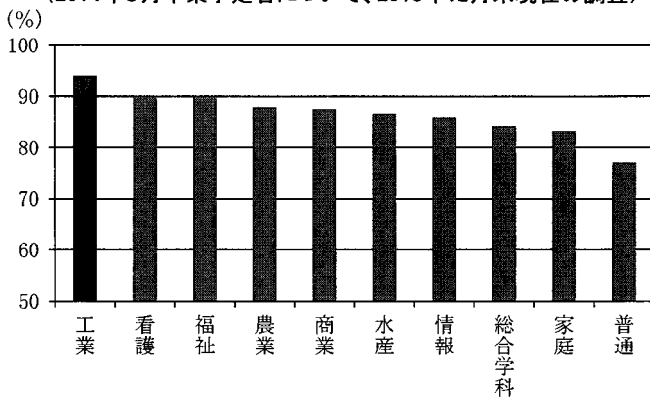
- 工業高校は就職実績が優れており、またものづくり産業は3年離職率が低水準となっているなど、工業高校が進学先として魅力を持っていることについて、積極的に情報発信していくこと。工業高校の3年離職率を公表すること。
- 工業科を持つ総合制高等学校、総合学科を持つ高等学校において、技能教育が軽視されることのないようにしていくこと。
- 工業高校の保有する実習用の設備機械について、設備年齢を総チェックし、必要な更新ができるよう、国としての支援を進めていくこと。
- 工業高校における実習材料費の公費負担を拡充すること。
- 工業高校で実質的にものづくり教育を担っている「実習助手」については、その役割の重要性を踏まえ、職務に見合った名称への変更や、待遇改善を行うこと。教員免許取得のための認定講習の機会を拡大すること。
- 工業高校に対し、地元企業との積極的な情報交換・意見交換を促進すること。

（就職実績・3年離職率）

文部科学省の「高等学校卒業者の就職状況」調査を見ると、2013年3月末時点の同月卒業者の就職状況は、普通科の就職率（就職者の就職希望者に対する割合）が93.2%に止まっているのに対し、工業科は98.2%に達している。2013年12月末時点の2014年3月卒業者の内定率では、普通科77.1%に対し、工

業科94.0%となっており、工業科ではほとんどが2学期中に就職先を決定していることがわかる。また、2010年3月高校卒業就職者の3年離職率（学校卒業後3年間の離職率）を就職先の産業別に見ると、産業計では39.2%に達しているのに対し、製造業は27.1%、金属産業は22.9%で、金属産業は産業計の半分程度にすぎない。中学生に対して工業高校の魅

図表5 高等学校の学科別就職内定率
(2014年3月卒業予定者について、2013年12月末現在の調査)



資料出所：文部科学省

図表6 高校卒業者の就職産業別3年離職率
(2010年3月卒)

産業	就職者数(人)	3年目までの離職者数(人)	離職率(%)
産業計	151,813	59,586	39.2
製造業	57,966	15,735	27.1
金属産業計	32,978	7,553	22.9
鉄鋼業	2,812	520	18.5
非鉄金属製造業	1,030	201	19.5
金属製品製造業	4,547	1,603	35.3
機械関係	24,589	5,229	21.3
非製造業	93,847	43,851	46.7
大学卒(産業計)	365,500	113,390	31.0

資料出所：厚生労働省

力をより積極的に情報発信するとともに、ものづくり立国日本にとって、工業高校は「国の宝・地域の宝」であることが、より広く認識されるようになっていく必要がある。

(実習助手)

工業高校では、機械科、電気科などの専門学科ごとに、教諭5人に対し実習助手2人が配置され、「機械実習」「電気実習」「製図」など、実習を伴う授業の指導を行っている。準備や後片付けだけでなく、指導計画の作成や成績評価も行うなど、実質的に技術・技能教育の最前線で生徒の指導にあたっている。また、多くの実習助手は校務分掌を分担し、部活動の指導を行っているにもかかわらず、待遇や活動の内容が恵まれていなかったり、制限されたりしている。実習助手の半数は教員免許を取得しており、取得していない場合でも、認定講習によって教員免許を取得することができる。工業高校の教育の根幹は言うまでもなく実習であり、「実習助手」については、職務に見合った名称・待遇の確立が必要である。

③若年技能者人材育成支援等事業の実施状況のチェック

「若年技能者人材育成支援等事業」は、厚生労働省が各都道府県の職業能力開発協会に委託して実施しているもので、

- * 若年技能者の育成に関する相談窓口の設置。
- * 「ものづくりマイスター」の発掘・選任（2014年2月時点で全国で3,116名）。
- * 技能水準向上をめざした「ものづくりマイスター」の企業・学校などへの派遣による実技指導。
- * 「ものづくりマイスター」認定者に対する講習。
- * 技能五輪全国大会予選会の実施、大会参加への援助。
- * 小中高生に対する高度技能の紹介、工場見学、ものづくり体験。
- * 技能士を対象とした講習会。

* ものづくりフェア、ものづくりシンポジウムの開催。

* 学識経験者、経営者団体、労働組合、業界団体、地方自治体、労働局をメンバーとする連絡会議の設置。

などの事業を行っている。いずれも重要な事業ではあるが、間接的な支援活動については、できるだけ効率的な運営を行い、ものづくりマイスターの派遣やものづくり体験など、直接的な支援活動に予算が重点的に投入されるようにすべきである。また各都道府県における実施状況を精査し、直接的な支援活動が他の都道府県と比べて少ない場合には、適切な指導を行っていくべきである。

④中小企業に働く若者が基礎的・実践的な実務を学ぶ場の開設

東京商工会議所では、企業の人材育成に向け、法務、人事・総務、財務・経理、貿易、国際ビジネスなどに関し、半日～2日間の通学の研修講座を開設し、受講者は年間約7,000名に達しており、OJTや専門的な学習に進むための第一歩としての役割を果たしているものと考えられる。各地域の商工会議所において、こうした取り組みが困難な場合には、行政の旗振りの下で、地域のニーズに即した基礎的・実践的なビジネス実務を学ぶ場を開設することが必要である。

2013年6月に閣議決定された「教育振興基本計画」では、

- *社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成する。
- *実践的な職業教育の体系を明確にしつつ、職業生活への移行後も含め、必要な知識・技能を身に付けられるような取組を行い、個々人が、多様な職業生活に必要な知識・技能を生涯のどの時点においても身に付けられるようにする。
- *我が国の成長分野における産業振興や地域活性化

の中核を担う専門人材等の養成に向けて、産学官の連携により実践的な職業教育を充実し、社会人学生・生徒が学びやすい新しい学習システムを構築する。

- *大学・大学院・専門学校等の生涯を通じた学びの場としての機能を強化する。
- *学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。さらに、高等教育機関においても、地域の学びの場としての生涯学習機能の強化を推進する。
- *公民館等の社会教育施設を拠点に、関係部局や関係機関が連携・協働しつつ、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等を地域コミュニティの形成につなげていく取組を推進する。

などが打ち出されており、こうした施策の一環として、中小企業に働く若者を対象としたビジネス実務講座を開設することも考えられる。

東京商工会議所における通学講座の実例

法 務	ビジネス法務入門、契約法務、会社経営の法務、債権管理・回収、労働法実務
人事・総務	社会保険実務、総務スタッフ入門、給与計算、年末調整、就業規則、海外赴任者の労務管理・給与・社会保険・税務、採用
財務・経理	経理担当者の基礎実務・レベルアップ、財務分析、原価計算、資金繰り、決算書、法人税申告書、国際取引の会計・税務、棚卸
貿 易	貿易実務、EPAの利用
国際ビジネス	国際売買契約、技術移転・国際技術ライセンス契約、海外与信管理・債権回収、外国為替

Ⅲ. ものづくり産業における「良質な雇用」の確立

1. 「良質な雇用」の確立

① 「良質な雇用」の確立

(本文参照)

② 「多様な働き方」は従業員のニーズに応えるもの、勤労者の利益となるものに

下記の各労働法でも示されているとおり、労働法制は、民法に対する特別法として民法の一般規定を修正することにより、労使の対等性を確保し、労働者の保護および賃金・労働条件の向上を目的とするものでなくてはならない。労働法制の見直しに際しては、その見直しが労働者の保護、賃金・労働条件の向上を図るものであるかどうかを是非の判断基準とすべきである。

安倍内閣は、2013年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針について」において、2013年度からの10年間の平均で、名目GDP成長率3%

程度、実質GDP成長率2%程度の実現をめざしているが、その実現のためには、「基本方針」にも示されているとおり、「企業業績の改善が迅速に賃金上昇や雇用の拡大に結び付き、デフレ脱却につながっていく」ことが不可欠である。しかしながら、「日本再興戦略」（2013年6月閣議決定）などにおける「多様な働き方」、すなわち「多様な正社員」の拡大などは、政府内で検討されている姿であれば、事実上、解雇規制を緩和し、賃金水準を低下させることになり、経済の「好循環」とは対極に位置するものであることに留意する必要がある。

<労働基準法第1条2項>

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

<労働組合法第1条>

この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

<労働契約法第1条>

この法律は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則その他労働契約に関する基本的事項を定めることにより、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるようにすることを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的とする。

③労働法令で中小企業を対象に設けられている猶予措置、適用除外などの撤廃

(本文参照)

④雇用調整助成金の重視と労働移動支援助成金の慎重な運用

雇用調整助成金は、企業がリーマンショック後の大不況や、東日本大震災による職場や仕事の喪失、生産活動の縮小を乗り切るのに際し、雇用維持のために多大な役割を果たした。2009年7月には2,527,754人、同10月には96,400の事業所に対し、雇用調整助成金が支給されている。今日、国内ものづくり産業が国内生産拠点を維持するにあたり、雇用

調整助成金がなければあり得なかったと言える。

2013年中には、6月に閣議決定された「日本再興戦略」の方針もあり、5度にわたって要件の厳格化と支給水準の引き下げが行われているが、今後、景気の悪化が見られた場合には、直ちに要件緩和と支給水準引き上げ、手続きの簡素化などが行われなくてはならない。

雇用調整助成金の2013年中の主な変更

- *助成率 大企業：3分の2、中小企業：5分の4 ⇒ 大企業：2分の1、中小企業：3分の2
- *事業所外訓練の助成額 大企業：4,000円、中小企業：6,000円 ⇒ 一律1,200円
- *事業所内訓練の助成額 大企業：1,000円、中小企業：1,500円 ⇒ 一律1,200円
- *雇用保険被保険者数と派遣労働者数の合計の最近3カ月平均が、前年同期と比べ、大企業：5%超かつ6人以上、中小企業：10%超かつ4人以上増加している場合は、支給対象とならない。
- *判定基礎期間内に対象者が時間外労働をしていた場合、時間外労働時間相当分を助成額から差し引く。
- *支給限度日数 1年間で100日・3年間で300日 ⇒ 1年間で100日・3年間で150日

⑤失業者の生活を職に就いている者全体で支えていく雇用保険制度の確立

(本文参照)

2. ワーク・ライフ・バランス

①良質な保育環境の一刻も早い整備

良質な保育環境整備の具体策

- 保育所の面積基準や人員の配置基準、保育士資格の要件などを維持し、保育の質を確保すること。校庭と給食調理場の要件を満たす小学校・中学校で保育所併設を促進し、手続きの標準化を図ること。
- 地方自治体と保育士養成機関との連携による、保育の業務を離れていた保育士に対する復帰支援プログラムの開設を促進すること。
- 学童保育の質の改善に向け、市町村の関与を一層強化すること。運営主体は公立公営、社会福祉協議会、学校法人、社会福祉法人、民間企業を基本とし、地域運営委員会や保護者会によるものは、可能な限り移行させていくこと。
1 施設（1クラス）の定員は、原則40名を上限とすること。
- 保育所、学童保育の開所日・開所時間は、帰宅後に食事・睡眠時間などを十分確保できることを基本とし、日曜・祝日勤務や親の突発的な事情、特別な事例に対応可能な柔軟な制度とすること。

- 学童保育指導員に就く者に必要な資格要件を明確化するとともに、保育士、学童保育指導員の賃金・労働条件がその重責に即したものとなるよう、改善を図ること。
- 障がいを持つ子どもの学童保育受け入れ体制整備について、検討すること。
- 入院するに至らない病気の子ども、病気は回復してきているが学校、幼稚園、保育所などへの通学・通園が困難な子どもの保育施設の設置を促進すること。

待機児童加速化プランによって、保育施設の拡充が図られつつあり、待機児童問題の解消が期待される。地域の実情に合った施設の設置を認めることで拡充が図られることは望ましいが、そのために、保育所の面積基準や人員の配置基準、保育士資格の要件が安易に緩和され、保育の質が低下することがないように十分な注意が必要である。

2013年5月現在、小学校・中学校の余裕教室を保育所として活用しているのは、全国で63教室（余裕教室の0.1%）となっている。小学校の5割、中学校の3割に給食の単独調理場があり、また校庭を備えていることからすれば、小学校・中学校への保育所の併設は有利なはずであるが、実際には、文部科学省の領域と厚生労働省の領域がからみあい、現場では煩雑な問題を検討し、解決しなくてはならない状況にある。実際に余裕教室を保育所に転用した事例を見ると、財産区分、貸借契約、光熱水費の負担など、それぞれ異なった対応がとられているようであり、こうした手続きを標準化することにより、小学校・中学校への保育所の併設が促進されるものと思

われる。

一方、保育施設の拡大に伴い、保育士の不足が懸念されている。長期にわたって保育の業務を離れていた保育士の復帰支援プログラムの実施などの取り組み強化が求められる。そもそも、保育士や学童保育指導員などの不足は、賃金・労働条件が仕事の重責に見合ったものとなっていないことが主要な原因のひとつと考えられるため、その向上に取り組むことも不可欠である。

保育所、学童保育の開所日・開所時間は、親が定時に退社しても間に合わない時間帯となっている場合も少なくない。帰宅後に子供の食事・睡眠時間などを十分確保できることが前提となるが、開所時間についても、働く親のニーズに合った時間となるよう、改善が必要である。

また、インフルエンザでは解熱後も一定期間自宅待機が必要となるなどの理由で、病児・病後児保育へのニーズが高い。病院等に対して病児・病後児保育の設置を支援するなど、拡充のための支援策を行うべきである。

図表7 小・中学校における余裕教室の活用状況(2013年5月1日現在)

(教室・%)

活用状況		教室	比率
余裕教室数		64,555	100.0
活用教室		64,107	99.3
当該学校施設として活用		60,213	93.3
学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース		29,579	45.8
特別教室等の学習スペース		12,668	19.6
児童・生徒の生活・交流のスペース		7,033	10.9
教職員のためのスペース		3,262	5.1
授業準備のスペース		2,595	4.0
心の教室・カウンセリングルーム		2,276	3.5
学校用備蓄倉庫		1,407	2.2
地域への学校開放を支援するスペース		1,393	2.2
他の学校の施設として活用		231	0.4
学校施設以外への活用		3,663	5.7
放課後児童クラブ		2,166	3.4
備蓄倉庫		383	0.6
放課後子ども教室		231	0.4
社会教育施設等		194	0.3
児童館等		186	0.3
社会福祉施設		100	0.2
保育所		63	0.1
その他		340	0.5
未活用教室		448	0.7

(注)1. 余裕教室とは、児童生徒数の減少により、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室のこと。

2. 余裕教室を保育所として活用しているのは、東京25教室、福岡14、奈良6、千葉・大阪各4、徳島3、埼玉2、北海道・宮城・滋賀・島根・高知各1である。

3. 資料出所：文部科学省

図表8 公立小・中学校の給食実施状況(2012年5月1日現在)

都道府県	小学校			中学校			都道府県	小学校			中学校		
	学校数	単独調理場方式	百分比	学校数	単独調理場方式	百分比		学校数	単独調理場方式	百分比	学校数	単独調理場方式	百分比
北海道	1,117	370	33.1	611	178	29.1	京都	407	300	73.7	109	19	17.4
青森	302	42	13.9	148	16	10.8	大阪	1,015	780	76.8	68	31	45.6
岩手	350	56	16.0	162	6	3.7	兵庫	781	443	56.7	189	37	19.6
宮城	415	125	30.1	203	38	18.7	奈良	205	115	56.1	71	27	38.0
秋田	232	67	28.9	122	30	24.6	和歌山	243	129	53.1	78	19	24.4
山形	281	130	46.3	97	32	33.0	鳥取	135	14	10.4	48	1	2.1
福島	472	181	38.3	194	42	21.6	島根	226	22	9.7	95	3	3.2
茨城	538	125	23.2	230	35	15.2	岡山	407	184	45.2	158	51	32.3
栃木	390	170	43.6	160	61	38.1	広島	506	289	57.1	162	23	14.2
群馬	328	82	25.0	166	39	23.5	山口	315	144	45.7	157	44	28.0
埼玉	813	360	44.3	420	132	31.4	徳島	190	64	33.7	85	29	34.1
千葉	836	411	49.2	383	133	34.7	香川	175	49	28.0	72	8	11.1
東京	1,300	1,132	87.1	617	427	69.2	愛媛	318	89	28.0	136	20	14.7
神奈川	858	748	87.2	104	8	7.7	高知	185	81	43.8	69	19	27.5
新潟	519	282	54.3	236	88	37.3	福岡	752	609	81.0	294	130	44.2
富山	195	125	64.1	81	36	44.4	佐賀	173	73	42.2	72	23	31.9
石川	225	117	52.0	93	40	43.0	長崎	373	125	33.5	147	35	23.8
福井	197	119	60.4	72	24	33.3	熊本	395	170	43.0	166	36	21.7
山梨	184	82	44.6	86	17	19.8	大分	291	77	26.5	129	4	3.1
長野	374	138	36.9	186	62	33.3	宮崎	245	105	42.9	135	42	31.1
岐阜	373	92	24.7	186	43	23.1	鹿児島	555	110	19.8	235	54	23.0
静岡	511	224	43.8	256	83	32.4	沖縄	272	42	15.4	149	21	14.1
愛知	980	410	41.8	414	53	12.8	計	20,562	9,936	48.3	8,214	2,328	28.3
三重	389	280	72.0	110	25	22.7							
滋賀	219	54	24.7	53	4	7.5							

資料出所：文部科学省

図表9 余裕教室を活用した保育所整備の状況
(2010年・23校に対する調査)

設 問 ・ 回 答	校 数
保育所として使用している部分の貸借に関する契約	
目的外使用許可	9
保育担当部局への所管替え	6
教育委員会から保育担当部局への使用承認もしくは使用許可	5
その他	3
財産区分	
教育財産のまま	16
教育財産以外の行政財産に変更	7
光熱水費区分（複数回答）	
保育所が使用している分も学校が負担	11
個別メーター等を設置して使用量で分ける	11
全体の使用量を学校と保育所の面積で按分	2
その他	10
施設保全費用分担	
保育所分と学校分に分けて各々が負担	15
保育所が使用している分も学校が負担	2
その都度協議して決める	1
その他	5
転用するための改修工事の財源（複数回答）	
厚生労働省の補助	16
自己財源	9
都道府県の補助	2
その他	1
学校と保育所の区画（複数回答）	
開閉可能な扉を新設	12
行き来できない壁を新設	5
開閉可能な柵を新設	3
特に仕切りなし	2
その他	3

資料出所：国立教育政策研究所文教施設研究センター「学校施設の有効活用に関する調査研究報告書」

図表10 保育士資格を有しながら
保育士としての就職を希望しない
求職者に対する意識調査

(件・%)

意 識	件数	比率
就業時間が希望と合わない	254	26.5
賃金が希望と合わない	455	47.5
仕事の内容が合わない	88	9.2
休暇が少ない・休暇が取りにくい	354	37.0
雇用形態(正社員・パートなど)が希望と合わない	96	10.0
有期雇用契約が更新されるか不安	46	4.8
教育・研修体制への不満	56	5.8
保護者との関係が難しい	188	19.6
業務に対する社会的評価が低い	214	22.3
将来への展望が見えない	82	8.6
ブランクがあることへの不安	239	24.9
自身の健康・体力への不安	375	39.1
責任の重さ・事故への不安	383	40.0
子育てとの両立が難しい	143	14.9
他業種への興味	413	43.1
その他	181	18.9
合 計	3,567	—

資料出所：厚生労働省職業安定局（2013年5月実施）

図表11 多様な保育の取り組みの状況

事業名	事業内容	実績	地域における箇所数
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数:23,711カ所 利用児童数:218万人 (2012年4月1日現在)	・1学区あたり1.12カ所
延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業	16,946カ所 (2011年度実績)	・認可保育所の71.5%
休日保育事業	日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施)	1,129カ所 (2012年度交付決定ベース)	・認可保育所の4.8% ・1市区町村あたり0.65カ所
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	78カ所 (2012年4月1日現在)	・認可保育所の0.33% ・1市区町村あたり0.04カ所
特定保育事業	パート就労等により保護者が保育できない場合に、週2～3日程度、保育を行う事業	1,404カ所 (2012年度交付決定ベース)	・認可保育所の5.9% ・1市区町村あたり0.81カ所
病児・病後児保育事業	地域の病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	1,610カ所 (2012年度交付決定ベース)	・認可保育所利用児童1,354人あたり1カ所 ・1市区町村あたり0.92カ所
家庭的保育事業	保育に欠ける乳幼児について、保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者の居住等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳児未満児を保育するもの	家庭的保育者数:1,249人 利用児童数:4,672人 (2012年度交付決定ベース)	・1市区町村あたり家庭的保育者0.72人

(注)1. 市区町村の総数は1,742(2012年4月1日現在)。小行政区としての小学校数は21,240(文部科学省「2012年度学校基本調査」)。

2. 資料出所:厚労省「厚生労働白書」

図表12 保育所の開所時間の分布(2012年)

項目	%		
	私営	公営	
開所時刻	7:30より前	78.4	32.1
	7:30～7:59	20.5	62.1
	8:00以降	1.1	5.8
閉所時刻	17:30以前	0.6	4.9
	17:31～18:00	4.9	21.1
	18:01～18:30	7.7	19.1
	18:31～19:00	59.2	42.8
	19:01～19:30	11.0	10.6
	19:31～20:00	12.0	1.1
	20:00より後	4.6	0.4
	開所時間	10時間以下	1.1
10時間超11時間以下	9.0	36.3	
11時間超(延長保育の実施)	89.8	56.0	
うち12時間超	19.6	2.1	

資料出所:厚生労働省「社会福祉施設等調査」

図表13 学童保育終了時刻

(2012年・平日)

終了時刻	(%・ポイント)	
	分布	2007年との差
17時より前	0.1	-0.3
17時	6.2	-1.1
17:01～17:59	2.9	-6.5
18時	40.1	-8.4
18:01～18:29	0.8	0.0
18:30～18:59	23.0	3.4
19:00～	26.9	12.9

資料出所:全国学童保育連絡協議会

②事業主が共同して保育施設を設置する場合などの支援拡充

金属産業では、祝日が出勤日となる場合もあり、勤務体制にあった保育施設が求められている。

事業所内保育施設の普及が進まない理由には、設置・運営費用の負担や、場所の選定・確保、利用者数の確保などがあげられている。とりわけ中小企業では、単独で保育施設を運営することは困難であり、大企業においても、地域ごとにグループ企業や工業団地の他企業と共同で保育施設を運営することによ

って、負担の軽減を図ることが多い。

設置に取り組む企業への支援として、「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」があるが、その活用には1事業主・1事業団体につき、全国で1施設のみ支給となっているなどの制限がある。金属産業では、全国に事業所を持つ事業主も多いが、この制限のため、事業所ごとの設置が進まない状況にある。また、複数の事業主が事業主団体を設立して

保育施設を設置する場合、事業主団体が中小企業事業主として扱われないなどについても、要件の緩和

が求められる。

③ものづくり産業において男女がともに仕事と子育てを両立できる職場環境づくり

（短時間勤務）

2010年6月施行の改正育児・介護休業法では、3歳未満の子を養育する労働者に、短時間勤務制度を設けることが事業主に義務づけられた。しかしながら、「業務の性質または業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者」については、労使協定による適用除外ができることとされている。厚生労働省の指針では、「困難と認められる業務」が例示されており、「流れ作業方式による製造業務であって、短時間勤務の者を勤務態勢に組み込むことが困難な業務」

「交替制勤務による製造業務であって、短時間勤務の者を勤務態勢に組み込むことが困難な業務」があげられている。例示業務の全てが適用除外できるわけではないとされているものの、例示された業務には短時間勤務を導入しなくてもよいという、誤ったメッセージが伝わる可能性がある。

短時間勤務から除外する業務については、職場の実態を踏まえて、労使が主体的に決定すべきであり、短時間勤務を導入する必要がないとの誤解を招きかねない「例示」は削除する必要がある。

④ものづくり産業に働く者が仕事と介護を両立できる制度の充実

介護休業制度は、取得期間が通算93日、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業を取得することができる。しかしながら、介護が長期にわたることも少なくなく、要介護者の体調のみならず、介護にかかわる家族などの状況も変化することから、介護休業の分割取得を可能とするなど、柔軟な対応が求められる。また介護離職を防ぐためには、介護のための短時間勤務などの利用期間が、介護休業と併せて90日

では不十分であり、長期の取得を可能とすることが不可欠である。

介護については、在宅介護の充実が図られているが、仕事と両立しながら在宅介護を行うには限界があることから、施設介護についても積極的な拡充を図ることが必要となっている。また、介護の負担を負いつつ、介護休業によって収入が減少する家計の負担を軽減するため、介護休業中の社会保険料を免除すべきである。

3. ものづくり産業で女性がいきいきと働くための環境整備

①ものづくり産業で女性がいきいきと働くための環境整備

（職場環境整備、ポジティブ・アクション）

金属産業では、雇用者に占める女性の割合は2割程度となっている。男性のみが従事していた職種についても、近年、徐々に女性が従事することが増えてきている。しかしながら、そのためには、安全衛

生対策はもとより、トイレ、更衣室なども含めた職場環境の整備が必要である。女性の職域拡大を図るためには、企業の取り組みを支援することが重要である。

政府は、民間企業の課長相当職以上に占める女性

の割合を2015年に10%程度とする目標を掲げているが、2012年時点で6.9%に止まり、計画を策定した2009年の6.5%からほとんど拡大していない。また、ポジティブ・アクションの取り組み企業数は、徐々に拡大しているものの、2014年の目標40%に対して、2012年は32.5%に止まっている。

2014年度から、ポジティブ・アクションに取り組

み、一定の研修プログラムを作成・実施する企業に対して、初の助成金制度が創設され、取り組む企業が拡大することが期待される。さらに女性の活躍を推進するには、企業の自主的な取り組みのみに任せるとだけでなく、ポジティブ・アクションに取り組むことを義務づけることが必要である。

図表14 ポジティブ・アクション能力アップ助成金

助成対象事業主	女性の活躍促進についての数値目標を設定・公表し、一定の研修プログラムを実施し、かつ、当該数値目標を達成した事業主
支給限度額	1企業あたり中小企業30万円、大企業15万円

資料出所：厚生労働省

(受動喫煙の防止)

健康増進法では、多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙の防止策を講ずるように努めなければならないこととされている。しかしながら、日本は、先進諸国と比較して受動喫煙対策が遅れており、職場での分煙は徹底されていても、飲食店などでは防止策がとられず、飲食スペースでの喫煙が認められていることが多い。このため、職場の上司・同僚との飲食などの場で、喫煙の許可を断り切れず、受

動喫煙が避けられない状況となることもある。とりわけ妊娠初期で、妊娠していることを言い難い場合などでは、母性保護の観点からも、対策の強化が求められる。受動喫煙の有害性や受動喫煙防止の必要性に関する知識の普及を強化し、多数の者が出入する施設などへの受動喫煙防止のための措置の義務化をめざし、必要な対応を進めていくことが必要である。

図表15 主要国の受動喫煙防止法の施行状況(2012年時点)

国	法律	各種施設						公共交通機関/自家用車					公共的施設					
		官公庁	医療施設	教育施設	大学	一般企業	業務用車両	飛行機	列車	フェリー	路面電車	バス・タクシー	自家用車	文化施設	ショッピングセンター	パブ・バー	ナイトクラブ	レストラン
G8	イギリス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ドイツ	○	○	△	△	△	△	○	○	△	○	○	△	△	△	△	△	
	カナダ	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	
	フランス	○	○	○	△	△	△	○	○	△	○	○	△	△	△	△	△	
	イタリア	△	○	△	△	△	×	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
	アメリカ	州法	38				34						5		30	28		34
	ロシア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
G20	日本	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	韓国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	
	中国	△	○	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△	○	×	×	△	
	オーストラリア	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	
	ブラジル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
他	インド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	
	アイルランド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ニュージーランド	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
トルコ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		

(注)1. WHOが実施した各国の担当者に対するたばこ規制枠組条約の実施状況調査より作表。
 2. ○：完全禁煙、△：一部禁煙、×：規制なし、-：無回答
 3. 資料出所：厚生労働省e-ヘルスネット

受動喫煙のリスク

受動喫煙による肺がんのリスク：1.2～1.3倍（20～30%の上昇）

受動喫煙による虚血性心疾患のリスク：1.25～1.3倍（25～30%の上昇）

受動喫煙による子供のリスク：呼吸器疾患や中耳炎、乳幼児突然死症候群を引き起こす

妊婦やその周囲の人の喫煙によるリスク：低体重児や早産のリスクが上昇

資料出所：厚生労働省 e-ヘルスネット

4. 外国人労働者問題

①外国人技能実習制度の適正な運用と一層の制度改善

外国人技能実習制度における不正行為機関数は、2010年に163機関であったものが、2011年に184機関、2012年に197機関と増加傾向をたどっている。このうち機械・金属関係は2010年13機関、2011年11機関、2012年4機関と減少傾向となっているものの、農業・漁業関係は17機関、7機関、75機関と激増している。2012年の不正行為について、類型別件数を見ると、240件中、賃金等の不払いが90件、労働関係法令違反が83件、悪質な人権侵害行為が19件などとなっている。

また、技能実習生2号（2～3年目）の行方不明者についても、2009年度に954名であったものが、

2010年度1,052名、2011年度1,115名、2012年度1,532名と急増している。

技能実習生の死亡は、2008年度に35名に達していたのが、その後は減少傾向となっているが、それでも2012年度に19名が死亡している。脳・心疾患による死亡が減少しているものの、そのほかの要因については、目立った改善は見られない。

このような実態からすれば、外国人技能実習生の状況は、2010年7月の制度改定の際、いったんは改善が見られたものの、その後は総じて悪化しているものと判断せざるをえない。

②外国人労働者の受け入れ拡大については慎重に

東日本大震災からの復興、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、建設需要が増大し、人手不足が懸念されている。このため、外国人労働者受け入れ拡大や移民受け入れを求める声もあるが、こうした時期にわが国の長期的なあり方を左右する

外国人労働者問題、移民問題を議論することは危険である。未熟練分野については、労働力需要増大の時期が限定的であること、業種や期間を限定した受け入れは失踪や不法残留を招きやすいこと、などからすれば、十分慎重に判断すべきである。

③日系人の日本国籍取得支援

出入国管理法では、

* 難民

* 日系人（日系3世とその配偶者、被扶養・未成年・未婚の実子）

* 中国残留邦人

などに関しては、「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」として、活動に制限のない「定住者」の資格で日本に在留が認められている。わが国の民法が、日本人の子どもが日本人という属人主義を採用している点、また日

本の移民政策の歴史的な経過からして、日系人に対する特別な取り扱いは、合理性のあるものと考えられる。2013年10月末時点の「外国人雇用状況の届出状況」を見ると、「定住者」は72,804名となっているが、このうち日系人と見られるブラジル国籍は33,695名、ペルー国籍は6,857名となっている。

一方、日本に原則として10年以上在留し、独立生計を営むに足る資産・技能を有しているなどの要件を満たしている場合には、申請により「永住者」の資格が与えられるが、同じく「外国人雇用状況の届出状況」では、永住者170,238名、うちブラジル国籍44,638名、ペルー国籍13,861名となっており、日系人については、すでに定住者よりも永住者のほう

が多くなっている現実がある。

リーマンショックの際、2009年度に「日系人帰国支援事業」が実施され、これによって21,675名が帰国したが、その際、「当分の間、同様の身分に基づく在留資格による再入国を認めない」としていたのを、2013年10月、「昨今の経済・雇用情勢等を踏まえ」再入国が認められることとなった。わが国で持続的な成長が実現すれば、日系人の入国も急速に拡大するものと思われるが、日系人とりわけ家族帯同者の生活の安定のためには、定住者、永住者の資格からさらに進んで、日本国籍取得を希望する者を積極的に支援していくことが重要となっている。

IV. ものづくり産業の強化に向けたエネルギー・環境政策

1. ものづくり産業の国内立地を維持し、経済成長を促すエネルギー政策の構築

①安定的かつ低廉な電力供給確保

(原発再稼働)

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故後、政府は、2012年9月には原子力規制委員会を設置し、専門的な知見に基づき中立公正な立場から、独立して原子力安全規制に関する職務を担うこととした。事故後、定期点検で停止した原子力発電所は再稼働ができない状態となっており、2013年9月に大飯原発4号機が停止して以降、すべての原子力発電所が停止している。原子力規制委員会は、事故を教訓とした新しい安全基準「新規制基準」を作成し、現在、8社・10原子力発電所・17基に対して新規制基準適合性にかかわる審査が行われている。

新しいエネルギー基本計画では、新規制基準に適合した原子力発電所については、その判断を尊重して再稼働を進めるとしているが、自治体の理解を得ることができるかなどが不透明となっており、再稼働の見通しは明確になっていない。

(エネルギー価格の高騰)

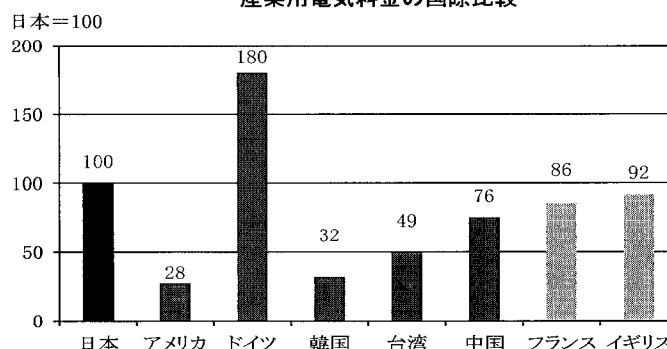
福島第一原子力発電所の事故以前に、電源構成の約3割を担っていた原子力発電所の停止により、2012年度には、火力発電の比率が約9割を占めるに至っている。それに伴い、火力発電の燃料、とくに液化天然ガス(LNG)、重油、原油の消費量が増大している。東日本大震災後の需給の逼迫、原油価格の上昇、円相場下落を背景に、LNGの輸入量が2010年7,056万トンから、2012年8,687万トンへと約23%増加しており、輸入額では、3兆5,494億円から6兆2,120億円へと約75%増加し

ている。燃料費の悪化は、電力会社の収支状況の悪化を招き、電力料金の値上げが相次いでいる。値上げ幅は、規制部門で(契約電力50kW未満)6.23～9.75%、自由化部門で11.00～17.26%と大幅な値上がりとなっている。

(電力料金引き上げの産業への影響)

わが国の電力料金水準は、もともと国際的に見て高かったのに加え、電力料金の引き上げは、普通鋼電炉、鋳物、特殊鋼電炉、非鉄製錬などをはじめとする電力多消費産業自由化部門である企業では大きな負担となっている。業界試算では、普通鋼電炉業では、基本料金部分で年間182億円(2012年度経常利益の2.2倍に相当)、燃料費調整分を加えるとトータルで340億円のコストアップになる。また非鉄製錬業においても、同様に86億円、トータル140億円の負担増となる。このため、電力料金の値上げによって事業撤退を決断した企業もあり、早期に負担軽減策を行うことが必要となっている。

図表16 2014年3月末の為替レートによる産業用電気料金の国際比較



(注)アメリカ、ドイツ、韓国、台湾、中国は経済産業省「2012年度産業向け財・サービスの内外価格調査」掲載の大口電力のデータ、イギリス、フランスは資源エネルギー庁「エネルギー白書2013」掲載のIEA(国際エネルギー機関)調査による2011年のデータである。いずれも、金属労協政策企画局が2014年3月末の為替レート(IF、中華民国中央銀行発表)で換算し直している。

②原子力技術および技術者の確保・育成

文部科学省および経済産業省が連携して、将来の原子力エネルギーの研究・開発・利用を支える人材を育成するため、大学および高等専門学校における原子力の教育研究基盤の充実・強化を図ることを目的として、2007年度より原子力人材育成プログラムなどが実施されている。これにより、原子力関係学科は2004年の1学科（定員60人）、大学院4専攻（定員約100人）から、2012年には3学科（定員120名）、大学院8専攻（定員220人）へと拡大している。しかしながら、福島第一原子力発電所の事故の影響によって、2012年度の志願者数は、前年と比較して学部で約1割減、修士・博士を含めたトータルでも1割減となり、入学者数も学部で2割減、トータルで1割減となっている。また、原子力関係企業の合同就職説明会の参加者数は、福島第一原子力発電所の事

故後、前年度の約26%まで落ち込んだ。

政府は、新しいエネルギー基本計画において、原子力発電を「エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置づけながらも、政策の方向性については、「原発依存度については」「可能な限り低減させる」とする方針を示している。こうした方針の下では、対策を講じなければ、原子力分野の教育を受け、原子力分野の業務に従事する若者が減少することが予想される。

原子力の安全確保、除染技術の高度化、廃炉・廃棄物処理の迅速かつ安全な遂行、世界の原子力安全向上に貢献するためには、日本として、原子力技術および技術者を育成・確保することが不可欠であり、そのための環境整備が求められている。

③再生可能エネルギー、高効率火力発電の導入促進

（再生可能エネルギーの導入促進）

再生可能エネルギーの導入を促進するため、2012年7月より、固定価格買取制度が導入された。しかしながら、設備認定の9割を占めるメガソーラー（大規模太陽光発電所）では、2012年7月から2013年10月まで認定を受けた2,249.0万kWのうち、実際に導入されたのは382.7万kWにすぎず、土地や設備も入手していない事例が少なくないなどの問題点が指摘されている。メガソーラーの比率が高いのは、①発電設備の開発期間が1年前後と短いこと、②環境影響調査（アセスメント）の負担が少ないこと、③買取価格が世界の標準的な買取価格の2倍であること、などの理由によるものと考えられる。

一方、大規模な風力発電は、環境への影響調査が

義務づけられていることなどから開発期間が長く、設備投資も大規模となることから、導入が進んでいない。発電適地である北海道から本州への送電網が弱いことも課題となっている。また、地熱発電は、開発期間が10年以上と長く、探査の結果十分な熱量が得られない場合は、断念せざるを得ないなど、開発リスクも大きい。

経済性の高い再生可能エネルギーの導入によってエネルギーのベストミックスを実現し、国際競争力のある産業を育成するためには、調査コスト・開発リスクの低減策が必要となっている。まずは、買取価格を国際的に標準的な価格に設定することが重要である。

図表17 再生可能エネルギーの開発期間

太陽光 (住宅用)	太陽光 (メガソーラー)	陸上風力	バイオマス (木質専焼)	地熱	小水力
2～3カ月	1年前後	4～5年程度	3～4年程度	9～13年程度	2～3年程度

資料出所：資源エネルギー庁

図表18 再生可能エネルギー発電設備の導入状況

発電設備	固定価格買取制度導入前	固定価格買取制度導入後		
	2012年6月末までの累積 導入量	2012年度（7～3月） の導入量	2013年度（4～10月） の導入量	2012年7月～2013年10 月に認定を受けた設備
太陽光（住宅）	約470万kW	約96.9万kW	約87.0万kW	204.2万kW
太陽光（非住宅）	約90万kW	約70.4万kW	約312.3万kW	2,249.0万kW
その他	約1,500万kW	約9.6万kW	約9.2万kW	167.8万kW
合計	約2,060万kW	約176.9万kW	約408.3万kW	2,621.1万kW

新たに運転を開始した設備585.2万kW

資料出所：資源エネルギー庁

（コンバインドサイクル発電など、高効率火力発電の活用）

現在、原子力発電所の停止に伴い、電力需要を賄うために、老朽化し、長期にわたって稼働を停止していた火力発電所を稼働させるなどの対応が行われ、電力需要の約9割を火力発電が担っている。このため、燃料費の高騰による電力料金の引き上げや、電気事業者によるCO₂排出量が2010年度3.74億トンから2012年度4.86億トンに1.12億トン増大するなど

の悪影響が現れるところとなっている。一方、日本には他の先進諸国と比べても発電効率の高い火力発電技術があり、蒸気タービンとガスタービンを組み合わせたコンバインドサイクル発電や、埋蔵量が豊富で価格の安定した石炭を利用した石炭ガス化複合発電（IGCC）などに期待が集まっている。しかしながら、電力会社の経営悪化によって、設備更新や新規導入が困難となることも考えられ、新規参入も含めて、投資促進への支援拡大が求められる。

④資源・エネルギー確保のための国内開発の促進、国際交渉力強化

（本文参照）

2. 金属産業の強化を図るエネルギー・環境政策

①日本の金属産業の技術を活用した環境・エネルギー分野における金属産業の新分野開発

（次世代自動車の普及促進）

政府は、2020年に新車販売の15～20%を電気自動車とプラグインハイブリッド車にする目標を掲げている。次世代自動車の販売促進と充電設備の普及に向け、車両開発とインフラ整備の両面からの支援が必要である。

政府は、充電器の購入費と工事費を合わせた金額

の3分の2を補助するなど、あらゆる手を尽くしており、電気自動車の充電設備は、現在は、無料・会員制無料・施設利用者無料、有料・会員制有料・施設利用者有料など、さまざまな形態で提供されている。本格的な普及を図るためには、付随するサービスはもとより、幅広い関連ビジネスが展開できるように環境を整備することが必要である。

燃料電池車のための水素ステーションは、2015年までに約100カ所設置する計画となっており、欧米の2倍となっている建設コスト削減に向けて、規制緩

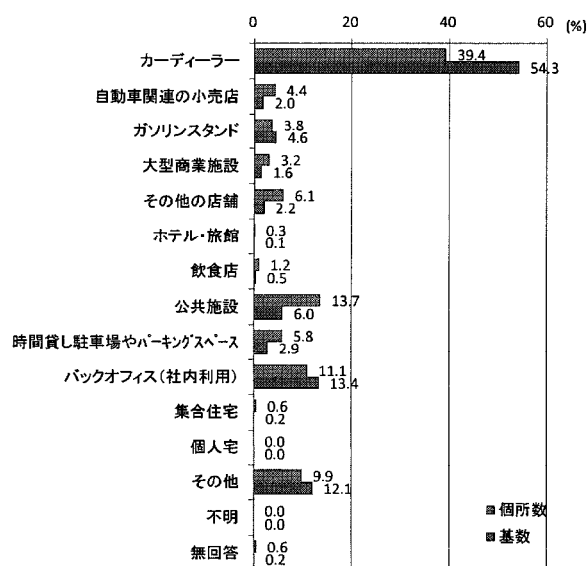
和が進められている。普及状況を踏まえて、欧米諸国の普及促進策などを参考に、一層の対応を図ることが求められる。

図表19 電気自動車等保有台数統計(推定値)

年度			2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
PHV	乗用車	普通	0	0	0	165	379	4,132	17,281
		小型	0	0	0	0	0	0	0
電気自動車	乗用車	普通	11	9	11	11	4,473	13,108	24,708
		小型	222	194	174	129	163	158	275
	貨物車	11	10	6	6	7	11	25	
	乗合車	1	0	0	11	11	15	22	
	特種車	12	12	11	11	16	30	31	
	軽自動車	乗用	93	117	139	1,749	4,341	6,890	9,083
		商用	155	79	48	24	19	2,050	4,563
合計			505	421	389	2,106	9,409	26,394	55,988
電気自動車保有概算値			500	400	400	2,100	9,400	26,400	56,000
ハイブリッド自動車	乗用車	普通	271,998	358,147	455,601	808,998	1,170,334	1,553,163	1,951,988
		小型	65,742	63,345	69,810	162,092	233,803	459,396	881,455
	貨物車	4,185	5,676	8,050	8,857	9,717	11,118	12,204	
	乗合車	329	241	389	583	677	738	857	
	特種車	969	1,362	2,114	2,871	3,464	4,243	5,313	
	軽自動車	乗用	287	287	231	31	1	0	0
		商用	116	216	278	399	404	351	288
合計			343,626	429,274	536,473	983,831	1,418,400	2,029,009	2,852,105
ハイブリッド自動車保有概算値			343,600	429,300	536,500	983,800	1,418,400	2,029,000	2,852,100
電気自動車+ハイブリッド自動車			344,100	429,700	536,900	985,900	1,427,800	2,055,400	2,908,100

(注)1. 自動車検査登録情報協会データと各メーカーへのヒアリング調査による販売実績等による推定値。
(2014年3月より、原付2輪・4輪EVのデータは本統計データから除いている)
2. 資料出所：次世代自動車振興センター

図表20 急速充電設備の設置場所



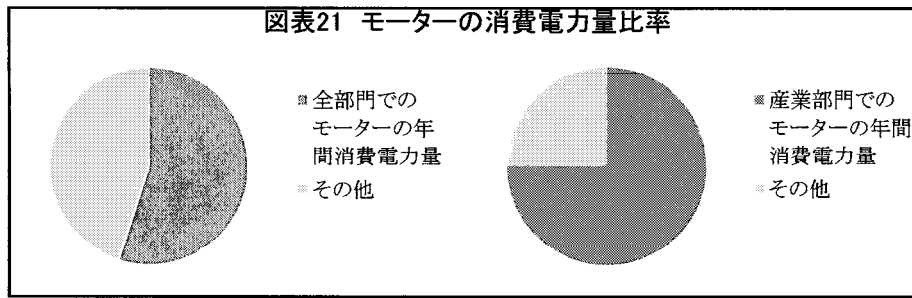
資料出所：次世代自動車振興センター（2013年1月発表）

(トップランナーモーターへの転換促進)

わが国では、エネルギー消費効率の向上と普及促進を目的として「トップランナー制度」が導入されている。モーターで消費される電力は、わが国の電力消費量の約55%、産業部門の消費電力量の75%を占めると推定されている。国内で使用されているモーターの97%がIE1（標準効率）であるのに対して、早くから規制が導入されたアメリカでは、IE2（高効率）とIE3（プレミアム効率）の合計が70%となるなど、モーターの高効率化が進んでいる。トップランナー化により、わが国のモーターがすべてIE3に置き換えられたとすれば、期待される電

力削減量は全消費電力量の約1.5%に相当する155億kWh/年と試算されており、きわめて高い省エネ効果が期待できる。

しかしながら、IE3の場合、IE1のモーターの価格の20~60%増となり初期投資が高額となることや、モーターが故障しても機器の互換性や緊急性が優先され、仕様の異なる高効率モーターを注文することは希であることなどから、買い換えが進まない可能性がある。このため、買い換え需要を促進する施策や高効率モーター組み込み製品の市場化等の取り組みを後押しする必要がある。

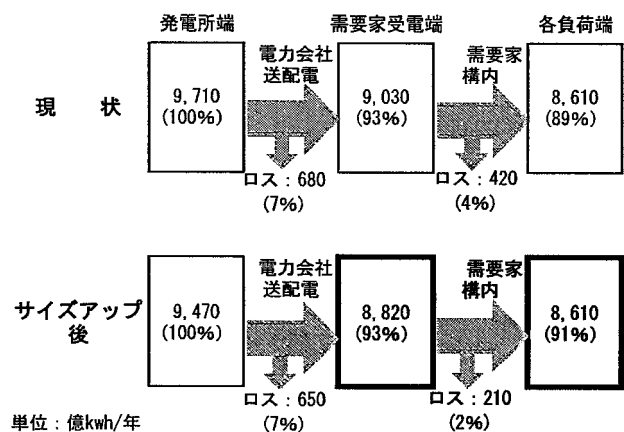


資料出所：資源エネルギー庁

(超電導、電線太径化)

日本規格協会の試算では、工場やビルなど電力需要家の構内で使う低圧の電力ケーブルの通電ロス、日本の発電量の4%に相当し、導体を太径化することにより、ロスを半減することができる（電線のダブル配線化も同じ効果）。これは、日本のCO₂排出量の0.7%に相当する水準となる。現在、日本電線工業会で規格化したサイズの国際規格化が進められているが、政府として積極的に導入促進を行っていく必要がある。

図表22 電線の太径化による通電ロスの変化



資料出所：日本電線工業会

3. 気候変動対策

①2020年の温室効果ガス削減目標

日本政府は、2013年11月のC O P 19において、2020年の温室効果ガス削減目標を2005年比で3.8%削減とする新たな目標を表明した。この目標は、原子力発電による温室効果ガス削減効果を含めずに設定した暫定的な目標であり、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することになっている。

2020年以降の枠組みは、アメリカ、中国を含めて合意するすべての国が自主的に目標を定めて削減に取り組むことになる。新枠組みの合意期限は、2015年11～12月に開催するC O P 21となるが、国連への目標の提出は、早ければ2015年第1四半期、遅くと

も同年11月末までとなっている。

温室効果ガスの排出によって引き起こされる地球全体の平均気温の上昇を、産業革命前と比べて2度以内に抑えることが国際的な目標となっている。その実現のためには、2050年に世界の温室効果ガス排出量を半減させる必要があるが、各国が提出済みの目標が達成されたとしてもこの水準には達することはできず、各国の目標をさらに引き上げることが求められている。日本においても、温室効果ガス削減に向けて、国際的な責任を果たしうる目標を掲げ、その実現を図らなければならない。

②地球温暖化対策に関する税制の検証と改善

(本文参照)

③途上国の温室効果ガス排出抑制に寄与する二国間メカニズムの構築

日本として、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動に貢献するため、二国間クレジット制度(J C M)を提案している。制度は、新興国・途上国の国々に日本企業の低炭素型の製品やインフラを輸出する際に、そこでのC O₂排出量の削減分の一部を日本の削減とみなす代わりに、新興国・途上国政府・企業が支払う導入費用を一定程度支援するしくみである

これまでに、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオの10カ国とJ C Mにかかわる二国間文書に署名している。途上国の状況に柔軟かつ迅速に対応した、温室効果ガス削減技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策を通じて、「低炭素成長」の達成に貢献していくことが重要である。

④「サマータイム制度」の早期導入

(本文参照)

この紙は再生紙を使用しております。

